

官報

号外
平成二十七年七月十六日

○第百八十九回 衆議院會議録 第三十九号

平成二十七年七月十六日(木曜日)

議事日程 第三十二号

平成二十七年七月十六日

午後一時開議

第一 自衛隊法等の一部を改正する法律案(江田憲司君外四名提出)

第二 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(江田憲司君外四名提出)

第三 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 自衛隊法等の一部を改正する法律案(江田憲司君外四名提出)

日程第二 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(江田憲司君外四名提出)

日程第三 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

日程第一 自衛隊法等の一部を改正する法律案(江田憲司君外四名提出)

日程第二 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(江田憲司君外四名提出)

日程第三 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、江田憲司君外四名提出、自衛隊法等の一部を改正する法律案、日程第二、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案、日程第三、内閣提出、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案、日程第四、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案、右四案を一括して議題といたします。

委員長(大島理森君) 我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員長浜田靖一君。自衛隊法等の一部を改正する法律案及び同報告書

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案及び同報告書

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び同報告書

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(浜田靖一君登壇)

○浜田靖一君 たいま議題となりました四法律案につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の平和と安全法制整備法案は、存立危機事態に際して実施する防衛出動、重要影響事態に際して実施する米軍等に対する後方支援活動その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであります。

次に、内閣提出の国際平和支援法案は、国際平和共同対処事態に際し、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことができるようにするものであります。

次に、江田憲司君外四名提出の平和と安全整備法案は、武力攻撃危機事態に際して実施する防衛出動その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであります。

次に、江田憲司君外四名提出の国際平和協力支援法案は、国際平和共同対処事態に際し、人道復興支援活動または協力支援活動等を行うことができるようにするものであります。

内閣提出の両法律案は、去る五月十九日本委員会に付託され、二十六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われました。

本委員会におきましては、同日中谷安全保障法制担当大臣から提案理由の説明を聴取した後、翌二十七日から質疑に入りました。

質疑におきましては、同大臣等に対する質疑のほか、安倍内閣総理大臣の出席を求めた質疑を

五回、参考人質疑を二回行い、中央公聴会を開催したほか、沖縄県及び埼玉県でも参考人質疑を行いました。

七月八日には江田憲司君外四名提出の両法律案及び大島敦君外八名提出の領域警備法案が本委員会に付託され、同日提出者から提案理由の説明を聴取した後、十日から五法律案を一括して質疑を行い、安倍内閣総理大臣の出席を求めている質疑も行いました。

昨十五日、締めくくり総括質疑を行い、内閣提出の両法律案及び江田憲司君外四名提出の両法律案について質疑を終局し、討論を行い、順次採決いたしましたところ、江田憲司君外四名提出の両法律案につきましてはいずれも賛成多数をもって否決すべきものと議決し、内閣提出の両法律案につきましてはいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。岡田克也君。

(岡田克也君登壇)

○岡田克也君 安倍総理、総理は本当に採決するんでしょうか。今からでも遅くはありません。再考すべきです。(拍手)

国民の八割が政府の説明は不十分と言ひ、半数以上が政府の安全保障関連法案は憲法違反あるいは反対と答えています。平和を求めて国会を取り巻く若者たちは日にふえています。大多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官経験者、そして、長らく自民党において安全保障政策の責任者を務めてきた自民党元議員などが、声をそろえて、政府案は違憲またはその疑いが強いと断じているのです。

そういう中で、強行採決をすることは、戦後日

本の民主主義にとつて大きな汚点になります。採決を取りやめ、憲法違反の政府案を撤回することを強く求めます。

まず、政府の安全保障関連法案には、その内容以前に、大きな問題があります。

第一に、法案の前提となっている昨年七月の閣議決定です。私は、昨年の予算委員会、集团的自衛権の問題を何度も取り上げました。しかし、安倍総理は、有識者懇談会や与党協議を理由に答弁を拒みました。そして、国会閉会後の七月一日、与党協議がまとまったその日に閣議決定したのです。

そもそも、歴代内閣が否定してきた集团的自衛権の行使を認めるという、憲法改正に匹敵するような憲法解釈の変更です。本来であれば、国民の過半数の賛成を得て憲法改正すべきものです。国会での議論も国民の理解もなく、戦後七十年間、歴代内閣と国会が積み上げてきた憲法解釈を、一内閣の独断で変更してしまったことは、大きな間違いです。安倍総理、あなたの罪は余りに大きいのです。

第二に、米國議会で法案の成立を約束したことです。本来、国会に法案の審議と成立をお願いする立場の総理が、この夏までに成就させると期限を切つて断言するなど、日本の国会での発言であつたとしても大問題になる話です。それを米國議会で約束するなど前代未聞、国民無視、国会軽視ここにきまれました。

第三に、そもそも安倍総理には、本気で法案を議論する考えがありません。十一本の法案を一度に国会に提出、しかも、そのうちの十本を一つの法案に束ねて提出しました。国民の皆さんからは非常にわかりにくいものになっています。いや、意図的にわかりにくくしたのはありませんか。政府・与党は衆議院で百時間以上審議をしたと

言いますが、法案一本当たりわずか十時間です。全く不十分です。この程度の議論で、我が国の安全保障政策を根本的に転換することなど、到底許されません。

私が党首討論で述べたように、戦後七十年間、平和で豊かな日本を実現するに当たり重要な役割を果たしたのは、憲法の平和主義と日米同盟の抑止力です。日本を取り巻く安全保障環境が近年大きく変わりつつあるとの認識も共有しています。

こういった基本認識に立ち、民主党は四月に、「安全保障法制に関する民主党の考え方」を党議決定しました。憲法の平和主義を貫き、専守防衛に徹することを基本に、「近くは現実的に、遠くは抑制的に、人道支援は積極的に」対応するとの方針のもと、私たちが考える安全保障政策の全体像を示したものです。

以下、この民主党の考え方、すなわち対案を踏まえ、政府の安全保障関連法案の問題点を指摘します。

第一に、離島など我が国の領土が武装漁民に占拠されるといった、いわゆるグレーゾーン事態は最も可能性が高く、その対応は最優先課題です。にもかかわらず、政府は運用改善で取り繕うだけで、法律の手当てがありません。

民主党は領域警備法案を維新の党とともに共同提出しましたが、ほとんど審議されないうまま、委員会採決が強行されました。これでは国民の命と平和な暮らしを守ることに到底できません。

第二に、そして最大の問題は、武力行使の新三要件とこれに基づく存立危機事態、すなわち集团的自衛権の限定行使です。

まず、新三要件は便宜的、意図的な憲法解釈の変更であり、立憲主義に反するものです。そもそも集团的自衛権を視野に置いていない砂川事件判決を根拠とすることなど論外ですが、従来の昭和

四十七年政府見解と照らしても、真逆の結論を導き出している新三要件は明らかに従来見解の基本的な論理を逸脱しており、もはや専守防衛とは言えないものです。

その上で、仮に政府の論理に立つたとしても、新三要件に基づく存立危機事態は、定義が極めて曖昧ではつきりしません。何が存立危機事態なのか、私は何度も安倍総理と議論しましたが、総理の答弁は二転三転しました。

例えば、二月の衆議院本会議では、私の代表質問に対し、総理は、存立危機事態の具体例として、ホルムズ海峡の機雷掃海と邦人を乗せた米艦の防護の二つを挙げました。しかし、今は、「ホルムズ海峡の機雷掃海は典型例ではない」と大きく軌道修正しています。

政府は、いつ存立危機事態を認定するのかという基本的な質問にすら答えていません。

例えば、朝鮮半島有事における米艦防護の事例について、六月二十六日の私の質問に対し、総理は、「米軍の艦艇に対してミサイルが発射されたという段階で存立危機事態を認定し得ると答弁しました。しかし、その二週間後の七月十日には、同じく私の質問に対して、「米艦が攻撃される明白な危険という段階で認定し得ると述べ、答弁は大きく変わりました。一体、どちらが正しいのでしょうか。

存立危機事態における武力行使が第三国に及ぶ可能性についても、「ホルムズ海峡は例外」と述べるだけで、論理的な説明はありません。ほかにも存立危機事態の定義等をめぐる政府の答弁は極めて不十分で、委員会審議は百回以上中断しました。

最も基本的な要件ですら、全く整理されていないのです。そして、存立危機事態の認定は、最終的には時の内閣が客観的、合理的に判断するとい

うのです。新三要件で幾ら厳しい文言を並べてみたところで、これでは全く歯どめになつておらず、憲法違反以外の何物でもありません。

集団的自衛権として日本が武力行使をするということは、相手国からの反撃も覚悟しなければなりません。まさに、国民の命と平和な暮らしに直結する問題なのです。その判断を安倍総理に白紙委任することなど、断じてできません。

民主党は、国民の命と平和な暮らしを守るために必要な個別的自衛権であり、安倍政権が進める集団的自衛権の行使が必要とは思えておりません。

第三に、周辺有事における米軍への後方支援は極めて重要であると民主党も考えています。そして、「近くは現実的に」対応するとの方針のもと、周辺事態という現行法の枠組みは残した上で、活動内容をより充実させることを提案しています。

政府案は、周辺事態の概念や日米安保条約の効果的な運用に寄与するという法目的を取り去り、自衛隊が世界規模で米軍とともに活動できるようにしています。

しかし、そのことが本当に国民の命と平和な暮らしを守ることにつながるのでしょうか。限られた自衛隊の人員、装備、予算の中で、日本自身の危機、周辺有事に万全を期すべきと我々民主党は考えています。

第四に、後方支援とその活動地域をめぐる議論も重要な論点です。

政府は、従来の非戦闘地域概念は過去の経験に照らして問題があるため、「現に戦闘行為を行っている現場」でなければ後方支援ができるよう考え方を改めるとしています。限りなく戦闘の現場に近づくにもかかわらず、安倍総理は、自衛隊員のリスクは拡大しないと強弁し続けています。

そもそも非戦闘地域の何が問題だったのか、政府から具体的な説明はありません。イラク特遣法に基づき自衛隊の活動の実態がどうだったのか、どのような危険があったのか、何をどのように輸送したのかといった基本的な情報を公開することが議論の大前提です。しかし、情報公開のないまま委員会採決は強行されました。

与党の皆さんは、過去の自衛隊の活動の実態を知らされないままに、自衛隊のリスクが増すかもしれない法改正に賛成するということで、本当にいいんでしょうか。

最後に、日本がこれからどのような国を目指すのか、安倍自民党政権と民主党には大きな違いがあります。

自民党は、その憲法改正草案において、自衛権を何ら制約することなく明記しています。限定的な集団的自衛権行使を認めた今回の安全保障関連法案は単なる一里塚にすぎず、安倍総理、自民党が目指しているのは、集団的自衛権を限定なく行使できる国です。

他方、私たち民主党が目指している日本は、憲法の平和主義の理念を生かし、海外での武力行使には慎重である国です。もちろん、国民の命と平和な暮らしを守るための個別的自衛権の行使は必要です。

今、国民の皆さんの前にはこの二つの道があります。安全保障関連法案の強行採決を許せば、さしたる議論もないまま、自民党が目指す、普通に海外で武力行使できる国へ大きく踏み出すことになりま。そういう強い危機感を国民の皆さんにもぜひ共有していただきたいと思っています。

メディアの調査によれば、この二カ月間の特別委員会での議論の中で、政府の安全保障関連法案に対する反対の声はより高まっています。総理や閣僚が答弁を重ねれば重ねるほど、国民の反対や

疑問がふえ続けるという今までになかったことが起きています。安倍総理は、国民の理解を得ることに見事に失敗したのです。

今、安倍総理がなすべきことは、政府案が国民の理解を得ることができなかったことを率直に認め、直ちに撤回することです。安倍総理にとって、それしか道はありません。

与党議員の皆さん、あのとき賛成すべきではなかったと後から思つてももう遅いのです。どのような国を目指すのか議論するには、全てが余りにも不十分です。本当に有権者、国民の皆さんに対して強行採決を説明できますか。

この議場の与党議員の皆さん一人一人がもう一度静かに考え直していただくことを強く期待し、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 松本純君。

〔松本純君登壇〕

○松本純君 自由民主党の松本純です。自由民主党を代表し、たゞいま議題となつております、維新の党提出の自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案に對し反対し、政府提出の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案に對し賛成の立場から討論を行います。(拍手)

討論に入る前に一言申し上げます。昨日の委員会採決において、委員外の議員が多数押しかけ、プラカードを提示するなど不規則な行動が見られたほか、これまで公平円満な議事に努めてきた浜田委員長長の議事進行を妨害し、委員長を危険な状態にさらしました。法案への賛否はともかく、言論の府としてあるまじき行為がとられたことは極めて遺憾であり、猛省を促したいと思います。

それでは、討論に入ります。政府提出の平和と安全法制がなぜ必要なのか、それは、我が国を取り巻く安全保障環境が激変しているからです。北朝鮮のミサイル配備の進展、核開発の継続、中国の不透明な軍備増強、東シナ海、南シナ海への進出、国際テロの脅威の拡大、このような現実を前にして我が国の安全保障を確かなものにするためには、一刻も早く必要な対策をとらなければなりません。

集団的自衛権の限定容認については、違憲ではないかとの指摘がありますが、そのような批判は全く当たらないと思います。自衛権行使の新三要件は、昭和四十七年の政府見解に示された基本的論理を維持し、砂川事件の最高裁判決と軌を一にしたものです。その範囲で、これまでの安全保障環境の変化を踏まえ、我が国としての必要最小限の措置を考え抜いたものであり、現行の憲法九条のもとでも合憲であります。

また、平和と安全法制の内容は、集団的自衛権の行使にかかわるものばかりではありません。周辺事態法を改正し、重要影響事態法とすることとは、これまで多くの制約があった日米の防衛協力をさらに深め、他の友好国との協力を可能とするものであります。これは、日米の安保体制の強化を期待し、地域の安定化を願っている多くの国々の期待にかなうものです。

PKO法の改正及び国際平和支援法の制定は、国際社会の平和と安全の維持が我が国の経済的な繁栄の礎となつていことを踏まえたものです。世界の平和と安定のために積極的に貢献することが、我が国の繁栄を確かなものにしていくのです。

平成二十七年七月十六日 衆議院会議録第三十九号 自衛隊法等の一部を改正する法律案外三案

野党の対案について申し上げます。

自衛隊法等の一部を改正する法律案については、自衛隊の活動内容が不十分なものとしていいます。これでは、切れない対応を可能とする法制とは言いがたえず、日米防衛協力の強化についての効果も不十分だと言わざるを得ません。

また、国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案についても、要件となる国連決議が狭くなっているほか、自衛隊の実施できる支援活動も不十分です。

法案の審議は、平成以降、安全保障関連法制でこれまで最長だった周辺事態法を超える計百十六時間に及んでおり、PKO法以来の過去の安全保障関係法案の中でも最長の審議時間となっています。既に質問内容が繰り返しのようになっており、既でなく、法案とは関係ない質問も出ており、既に主要な論点は尽くしていると考えます。

我々政治家の最も重要な使命は、国民の命と平和な暮らしを守ることです。これまでも、自衛隊の創設、日米安保条約の改定、PKO法の制定など、さまざまな批判がありつつも、将来の世代に平和な日本を受け継ぐために、その時々指導者たちはあえて困難な決断を行ってきました。

そのおかげで、戦後七十年の平和な日本があるのです。今回の平和安全法制も同様であります。この法制が我が国の平和と安全を守り抜くことにつながっていくことは、今後の歴史が証明することになるでしょう。国民の平和な暮らしを守り抜く、政治家としての責任を果たすため、平和安全法制の成立が必要であるということを申し上げ、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 松野頼久君。

(松野頼久君登壇)

○松野頼久君 維新の党の松野頼久です。

冒頭、この法案審議に挑む我々の基本的立場と、きのうの特別委員会での強行採決について、所見を申し上げます。(拍手)

我々維新の党は、何でも反対の野党ではありません。国政に責任のある野党として、我々は、みずからの考えをまとめた独自案を提出いたしました。特別委員会の審議を拒否したことは一度もありません。

この維新案は、七月八日に衆議院に提出されてから、特別委員会で政府案との並行審議が行われてきました。審議時間は、多く見ても、せいぜい六時間余りにすぎません。また、自民党、公明党との協議もまだ終わっていないんです。このように、並行審議は始まったばかりで、安倍総理も石破大臣も塩崎大臣も認めるとおり、政府案への国民の理解は得られていないんです。

そんな中、審議を打ち切り、強行採決を行ったことは、言語道断の暴挙であります。審議を続けられ続けるほど国民の支持が離れることを恐れたんでしょう。独自案を提出し、与党とも協議し、責任ある態度を示してきた我々野党を実質的に無視する暴挙に、厳重に抗議をするものであります。

さて、さきの大戦が終わってから七十年になります。日本は、この間、平和国家としての道を一貫して歩んできました。その平和国家日本のある方が、今、根本的に変えられようとしています。この戦後日本の歴史的な転換点に、国会で議論をする者の責任はまことに重いものがあると考えます。

我々維新の党は、この日本と日本の国民を守るために我々が最善と考える、安全保障に関する独自案を衆議院に提出いたしました。

以下、政府案の問題点を指摘し、政府案には反対、維新案に賛成する旨の討論を行います。

これまでの質疑の最大の問題点は、憲法上禁止されていた集団的自衛権の行使を新たに合憲と認めるために政府が示した要件です。政府は、集団的自衛権の行使を、あくまで限定的に認める、厳しい要件でのみ認める、だから合憲だと強弁してきました。

ところが、実際に出てきた条文はどうでしょうか。集団的自衛権の限定行使の根拠になる存立危機事態の文言には、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態とあります。この文言の意味は、一体何なんでしょうか。全く意味不明であります。

政府答弁によれば、石油の途絶に伴う事態も、天然ガスやウランの途絶に伴う事態も、サイバー攻撃でアメリカ社会が混乱して日本に危機が及ぶ事態も含まれます。このように、日本に武力攻撃の危険が当面ない事態まで含まれるということです。文言が極めて曖昧なため、歯どめは実質的にないのも同然です。時の政権の恣意的な判断によつて、武力行使が可能になることが明らかになりました。

これでは、多くの憲法学者も歴代の内閣法制局長官経験者も、憲法違反であるとの懸念を表明されるのは当たり前のことであります。大森元内閣法制局長官が言われるとおり、現実にはほとんど制限的な作用を果たさない、まやかしの要件を設定したにすぎない条文です。

このため、国民の不安も高まる一方です。審議日数を重ねれば重ねるほど、今国会での法案成立に反対の声がふえています。

その上、自衛権行使についても、地理的制約もありません。これでは、ホルムズ海峡を含む世界のあらゆる場所に、それこそ地球の裏側にまで自衛隊を出動させることになります。これまで自国

防衛に徹し専守防衛の原則を守ってきた自衛隊のあり方を根本的に変えることになりました。

我々維新の党は、我が国の周辺の現状を見れば、安保法制の改革は必要だと考えています。

東アジア地域では、中国が毎年軍事費をふやしており、東シナ海、南シナ海に海洋進出を続け、力による現状変更を試みている。北朝鮮は、弾道ミサイルに搭載可能な小型核弾頭の開発に成功したとも伝えられています。今後一層、日米同盟を強化し、自由と民主主義等の価値観を共有する諸国との連携を進める必要があります。このことは認めます。日本周辺でのこのような状況を見れば、何よりも自国の防衛を大事にしてほしい、これが国民の切なる願いのほうです。

日本を守るために必要な日米のチームワークの強化、一方で、あらゆる法律に当然必要な憲法の適合性、この二つを両立させるため、維新の党は、武力攻撃危機事態という概念を提示しております。

すなわち、条約に基づき、我が国周辺の地域で、現に日本を防衛している外国軍が攻撃を受け、我が国に戦火が及ぶ、すなわち我が国が武力攻撃を受ける明白な危険があるときに限り、日本が自衛権を発動できることとしました。

維新の党案は、明確な文言により、自国防衛を徹底して行うという安全保障上の哲学を法律の条文に具体的に書き込みました。他国防衛を目的とする集団的自衛権は認めません。認めるのは、我が国を防衛する外国軍への第一撃を我が国自身に対する武力攻撃の明白な危険があるとして自国防衛のために行使される自衛権です。

この維新案の武力攻撃危機事態の要件を、憲法学者や内閣法制局長官経験者も、従来の憲法解釈の枠内にあるものとして合憲と評価しています。

また、自衛権行使につながる防衛出動は、幸い

一度も下令されたことはありません。しかし、それだけに、この国会承認は極めて重い意味を持ちます。

したがって、国会承認については、審査をより厳格で実質的なものにするために、特定秘密を含む情報の提供を受ける専門委員会を国会に設けることを目指しています。

政府提出の重要影響事態法案は、周辺事態法の周辺の概念を放棄して、法律上、まさに地球の裏側にまで自衛隊が派遣できるようにします。その上、武力行使と一体化しかなない弾薬提供や戦闘作戦のために発進準備中の航空機への給油等を可能にしています。

これに対して、維新案では、周辺事態法の周辺の概念を維持しています。日米安保条約の極東条項に関する政府の統一見解、つまり、大体においてフィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び台湾地域を超えることはありません。極東周辺の南シナ海は、我が国防衛に密接に関連している場合には、活動範囲に含まれると考えています。しかし、常識的には、中東やアフリカ等は含まれていません。維新案では、弾薬の提供も行いません。

次に、国際平和支援法案についてです。

維新案は、我が自衛隊の後方支援する多国籍軍の国際法上の正当性を何よりも大切にしています。これまで特措法で対応してきた内容で、国際的にも国内的にも正当性のある法理を恒久法としています。それ以外の場合には、その都度、特措法を制定して、国民に同意を求めることを原則としました。

維新案では、国連憲章第七章の決議に基づく多国籍軍のみを支援対象としています。国際法上、武力行使を伴う軍隊を他国領土に派遣できるのはこの決議があつた場合のみという原則を遵守した

ものであります。政府案による、国連総会でのいわゆる関連決議による多国籍軍への支援は、必要ならば特措法で対応します。また、活動地域は、従来どおり、非戦闘地域のみとしています。

次に、領域警備について、政府案では、日本周辺の領海、領空でのいわゆるグレーゾーンの警備への法的な対応がなされていません。そこで、維新の党は、民主党と共同で、領域警備法案を提出いたしました。

政府は、海上警備行動等の下令の迅速化のために、電話による閣議決定を行うなど、わずかな運用変更にとどめています。維新・民主党案では、海自が、あらかじめ海保と協力するための仕組みとして海上警備準備行動を創設するなど、迅速に対応できるようにしました。領域警備は、警察機関が第一義的な対応をするという原則を堅持しながら、自衛隊の能力を最大限活用していくことを目指しています。

最後になりますが、我々維新の党は、今後も、責任ある野党の立場で、安保法制の議論に挑んでいきます。冒頭申し上げたような、昨日の委員会採決の暴挙に対してさえ、維新の党は、みずから出した法案の採決には出席し、政府案の強行採決のみ、抗議の意思を示すために退席をいたしました。

特別委員会での強行採決について、改めて嚴重に抗議し、同委員会での対応同様、維新の党は、独自案の採決には出席して賛成し、政府案の採決には抗議の趣旨で退席することを表明し、私の討論といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 遠山清彦君。

(遠山清彦君登壇)

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。私は、公明党を代表し、たたいま議題となりました

した政府提出の平和安全法制関連二法案に対し賛成、維新の党提出の二法案に対し反対の立場から討論いたします。(拍手)

日本は、戦後七十年間、多くの犠牲を内外で出したさきの大戦への痛切な反省を踏まえ、憲法の平和主義のもと、自国防衛のための専守防衛を貫き、他国に脅威を与える軍事国家とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してまいりました。この平和国家路線は、今回の平和安全法制で何ら変わるわけではありません。

また、国際社会の平和あつてこそその日本の平和であるとの立場から、二十三年前より国連平和維持活動に自衛隊を派遣するとともに、海外での大規模災害発生時の国際緊急援助活動、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動等にも自衛隊を派遣し、日本にふさわしい形で国際貢献を行つてまいりました。

特筆すべきは、この間、任務中の自衛官の死亡者はゼロであります。また、自衛官により殺傷された者の数もまたゼロであります。これを偶然だなどと言う人がおりますが、見当違いも甚だしい、浅はかな見方であります。これは、日本の歴代政権がPKO参加五原則の適用など法制面と運用面においてリスク極小化に努めてきた証左であり、またそれ以上に、派遣された自衛官の高い練度とリスク管理に対する強い責任感のたまものであります。

今回の平和安全法制において自衛隊の任務が一部拡大されている背景には、この国際社会から高い評価を得ている自衛隊の国際貢献のこれまでの実績があることを、ぜひ国民の皆様は御理解をいただきたいと思います。

昨年七月一日の閣議決定は、公明党も参加した与党協議において、一層厳しさを増す現在の日本の国際安全保障環境を踏まえ、憲法九条のもとに

許容される自衛の措置の限界を整理し、新三要件としてこれを明示いたしました。いかなる事態であつても、新三要件全てに合致しなければ、自衛の措置は発動されません。

新三要件に合致する事態の一部は存立危機事態であり、これは、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生していることを契機としているため、国際法上、集団的自衛権を根拠とする場合があります。しかし、それに続く部分、すなわち、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合とは、自国の防衛に目的を限定したものであり、昭和四十七年見解で示された従来の憲法解釈の基本的論理の枠の中にあることは明らかであります。

政府が再三再四答弁されているように、本法案成立後も、国連憲章において国連加盟各国に行使が認められているのと同様のいわゆるフルサイズの集団的自衛権の行使が憲法上許されるわけではあります。

また、事態の認定等において、政府が恣意的な判断、運用ができないような歯どめも存在いたします。

存立危機事態の明白な危険の判断基準としては、攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規模、態様、推移、日本に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむる犠牲の深刻性と重大性、この五要素が国会質疑で明示され、政府はこれらを総合的に考慮して判断を示さなければなりません。存立危機事態とは、安倍総理大臣並びに横皇法制局長官の答弁にあるように、日本が直接武力攻撃を受けたときと同様な深刻かつ重大な被害が及ぶことが明らかの場合に認定されることとなります。こうした政府が武力攻撃事態等や存立危機事態を認定する前提となる事実、原則的に国会の事

前承認にかけられる対処基本方針に記載され、万一武力行使をする場合も、国民を守るためにほかに適当な手段がないことを明記することが義務づけられました。

重要影響事態や国際共同対処事態における後方支援活動についても、認定事実が基本計画に明確に記載され、国会が判断できる仕組みになっております。

すなわち、公明党が三原則の一つとして強調してまいりました民主的統制としての国会の事前承認の原則は確保されており、かつ、政府は、国会の判断の基礎となる十分な情報開示、情報提供をすることが義務づけられているのであります。

最後に、一言申し上げます。

憲法のもとに、国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守る責任は、政府だけにあるわけではありませぬ。議会制民主主義の日本においては、国会もその責任を共有しているものであります。野党の皆様の中には、この自覚と基本的認識すら欠如している方がおられると、残念でなりません。

日本の安全保障を確保し、そして国際平和のための外交的努力においては、与党、野党を超えて、私たち国会議員全員が自覚と責任を持つべきであると申し上げ、私の討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 志位和夫君。

(志位和夫君登壇)

○志位和夫君 私は、日本共産党を代表して、安倍政権が平和と安全法制の名で提出した一連の法案、戦争法案に断固として反対の討論を行います。(拍手)

政府・与党は、昨日の安保特別委員会での強行採決に続き、この本会議での採決を強行しようとしています。

しかし、どんな世論調査でも、国民の五割以上が、この法案を憲法違反と批判しています。六割以上が、今国会での成立に反対と言っており、八割以上が、政府の説明は十分ではないと答えています。安倍総理自身、昨日の特別委員会で、国民の理解を得られていないのは事実だと認めたではありませんか。この事実を認めていながら、なぜ採決ができるのか。

政府・与党の横暴は、憲法九条のじゅうりんといいだけでなく、主権者である国民多数の意思をないがしろにする点で、国民主権の大原則をじゅうりんする歴史的暴挙であり、私は、満身の怒りを込めて、断固たる抗議の声を突きつけるものであります。

国会論戦を通じて、戦争法案が、憲法九条を破壊して、海外で戦争する国に道を開く最悪の違憲立法であることは、明瞭となりました。

第一は、アメリカが、世界のどこであれ、アフガニスタン戦争、イラク戦争のような戦争に乗り出した際に、自衛隊が、従来あつた非戦闘地域という歯どめを撤廃し、これまで戦闘地域とされてきた場所にまで行つて、弾薬の補給、武器の輸送などのいわゆる後方支援、兵たんを行うようになるということです。

戦闘地域まで行けば、自衛隊は相手方から攻撃される危険にさらされることになります。攻撃されたらどうするのか。総理は、武器の使用をするとか答弁しました。しかし、一たび自衛隊が武器の使用をすれば、相手方はさらに攻撃し、戦闘になるではありませんか。これが憲法九条が禁止した武力の行使でなくて何なのか。

総理は、苦し紛れに、安全な場所を選んでやると繰り返しました。しかし、古くから、糧道を断つてというように、兵たんが格好の軍事攻撃の目標となることは軍事の常識です。自衛隊が兵たんを

やつている場所が戦場になるのであります。戦闘地域での兵たんは、憲法九条が禁止する武力の行使に当たり、殺し、殺される戦闘に道を開くものであり、断じて許されるものではありません。

第二に、PKO法を改定し、国連が統括しない活動に自衛隊を派兵する新たな仕掛けが盛り込まれていることも、極めて重大です。形式上停戦合意があるけれどもなお戦乱が続いているようなところに自衛隊を派兵して治安活動をさせる、武器使用基準も任務遂行のためのものを認めるなど、格段に拡大しようとしています。

私は、こうした法改定がなされれば、アフガニスタンに展開した国際治安支援部隊、ISAFのような活動への自衛隊の参加が可能になるのではないかとたどしましたが、総理は、ISAF型活動への参加を否定しませんでした。これは極めて重大であります。

ISAFは、米軍主導の掃討作戦と混然一体となり、約三千五百人も戦死者を出しているからです。そして、その活動は、ことし一月以降は、アフガン治安部隊を支援するRS任務となつて引き継がれ、四十二カ国、一万三千人が今なお参加しているからです。

戦争法案が成立すれば、米軍がRS任務への自衛隊の参加を求めてくる可能性があります。総理、そのときに拒否できますか。拒否できるわけがありません。ここに、憲法九条を踏みにじつて自衛隊を殺し、殺される戦闘に参加させるもう一つの深刻な現実的危険があることを、私は強く告発するものであります。

第三は、政府が、戦後半世紀にわたる憲法解釈を百八十度転換して、集団的自衛権を発動し、アメリカとともに海外での武力行使に乗り出すという問題です。

我が党は、国会論戦を通じて、集団的自衛権行使の最大の現実的危険は、米国の違法な先制攻撃の戦争に自衛隊を参戦させることにあることを明らかにしてまいりました。

六月四日、憲法審査会に参考人として招かれた三人の憲法学者がそろつて、安保法案は憲法違反との意見を述べました。大きな衝撃を受けた政府は、慌てて、六月九日、「新三要件の従前の憲法解釈との論理的整合性等について」と題する文書を発表しました。この政府文書で言われていることは、これまでの繰り返しですが、つまるところ、次の二点にありました。

一つは、一九五九年の砂川事件最高裁判決が、集団的自衛権行使の合憲性の根拠になるといふことです。

いま一つは、一九七二年に国会に提出された政府見解「集団的自衛権と憲法との関係」が示した基本的な論理は変更しておらず、これまでの政府の憲法解釈との論理的整合性及び法的安定性は保たれているとしていふことであります。

しかし、一九五九年の砂川事件最高裁判決は、憲法九条のもとで米軍の駐留が認められるかどうかを争つたものであり、日本の集団的自衛権など全く争点になつておりません。そのことは、我が党議員の追及に対して横畠法制局長官も、集団的自衛権について触れているわけではないと認めたとおりであります。

一九七二年の政府見解は、当時の国会で、野党議員から、なぜ憲法九条が集団的自衛権の行使を禁止しているのか、文書で明確にしていたのだといった要求がされて、これに応えて国会に提出されたものであり、その全体が、なぜ集団的自衛権が許されないかの一つながりの論理を明らかにしたものにほかなりません。

それは、宮崎礼壹元法制局長官が参考人質疑で、七二年政府見解における集団的自衛権違憲との結論は、その文章構成自体からも論理の帰結として述べられているのであって、当時の状況のみに応じた、いわば臨時的な当てはめの結果などとして解する余地は全くない、集団的自衛権の限定的容認の余地を読み取るうとするのは、前後の圧倒的経緯に明らかに反しますと断言しているのとおりであります。

最高裁判決にせよ、政府見解にせよ、経緯と論理を無視して自分に都合のよい解釈を引き出すというのは、牽強附会、こじつけのきわみ、断じて許されるものではありません。

政府が集団的自衛権行使容認の合憲性の根拠としたものがごとく崩壊した。すなわち、集団的自衛権行使が憲法違反であることが明瞭になった。これが国会審議の結論であることを私は強調したいと思うのであります。

安倍総理、立憲主義を否定し、法の支配を無視した政治の行き着く先は、独裁政治にはかなりません。日本国憲法の恒久平和主義、民主主義、民主権をことごとくじゅうりんする独裁政治、専制政治を絶対に認めるわけにはまいりません。国民の皆さん、民主主義を破壊する独裁政治、専制政治を断固として拒否しようではありませんか。

空前の規模で発展しつつある国民の闘いによって、包囲され、追い詰められつつあるのは、安倍総理、あなた方、政権与党にほかなりません。日本共産党は、戦争法案を必ず廃案に追い込むために、国民の闘いとスクラムを組み、全力を挙げる決意です。戦後最悪の安倍政治を一日も早く終わらせるために、党の総力を挙げて闘い抜く決意を表明し、憲法違反の戦争法案の採決は断じて

認められないことを強く訴え、討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。(退場する者あり)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。

まず、日程第一及び第二の江田憲司君外四名提出の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告はいずれも否決であります。この際、両案の原案について採決いたします。

両案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立少数。よって、両案とも否決されました。(退場する者あり)

次に、日程第三及び第四の内閣提出の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時七分散会

出席國務大臣

國務大臣 中谷 元君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律

貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十三日、国と地方の協議の場議長菅義偉君から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場(平成二十七年第一回)における協議の概要に関する報告書

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

エネルギー政策基本法第十一條の規定に基づく「平成二十六年エネルギーに関する年次報告」

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

菅家 一郎君

宮川 典子君

宮路 拓馬君

築 和生君

熊田 裕通君

助田 重義君

山田 美樹君

新谷 正義君

勝俣 孝明君

堀内 詔子君

補欠

熊田 裕通君

藤井比早之君

前川 恵君

三ツ林裕巳君

山田 美樹君

助田 重義君

新谷 正義君

堀内 詔子君

勝俣 孝明君

宮川 典子君

菅家 一郎君

前川 恵君 宮路 拓馬君
三ツ林裕巳君 築 和生君

厚生労働委員

辞任

田畑 裕明君

松本 純君

奥水 恵一君

中谷 真一君

中村 裕之君

真山 祐一君

井上 貴博君

神山 洋介君

牧島かれん君

松原 仁君

松原 仁君

神山 洋介君

牧島かれん君

宮川 典子君

八木 哲也君

宮川 典子君

八木 哲也君

牧島かれん君

宮川 典子君

八木 哲也君

牧島かれん君

宮川 典子君

八木 哲也君

牧島かれん君

宮川 典子君

八木 哲也君

牧島かれん君

宮川 典子君

八木 哲也君

牧島かれん君

前川 恵君 宮路 拓馬君
三ツ林裕巳君 築 和生君

補欠

中谷 真一君

中村 裕之君

真山 祐一君

田畑 裕明君

松本 純君

奥水 恵一君

井上 貴博君

神山 洋介君

牧島かれん君

松原 仁君

松原 仁君

神山 洋介君

牧島かれん君

宮川 典子君

八木 哲也君

宮川 典子君

八木 哲也君

牧島かれん君

宮川 典子君

八木 哲也君

牧島かれん君

宮川 典子君

八木 哲也君

牧島かれん君

宮川 典子君

八木 哲也君

牧島かれん君

宮川 典子君

八木 哲也君

牧島かれん君

宮川 典子君

神山 佐市君 宮川 典子君
宮川 典子君 大野敬太郎君
大野敬太郎君 小島 敏文君
小松 裕君 大塚 高司君
藤井比早之君 武井 俊輔君
宮路 拓馬君 金子めぐみ君
神山 洋介君 山尾志桜里君
中川 康洋君 濱地 雅一君

東日本大震災復興特別委員
小泉進次郎君 宮路 拓馬君
小林 鷹之君 石崎 徹君
瀬戸 隆一君 工藤 彰三君
石崎 徹君 前田 一男君
宮路 拓馬君 今枝宗一郎君
今枝宗一郎君 宮川 典子君
宮川 典子君 白須賀貴樹君
工藤 彰三君 瀬戸 隆一君
白須賀貴樹君 小泉進次郎君
前田 一男君 小林 鷹之君

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員
丸山 穂高君 吉田 豊史君
一、去る十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

辞任 補欠
小野寺五典君 黄川田仁志君
大西 宏幸君 宗清 皇一君
大野敬太郎君 木村 弥生君
武井 俊輔君 中山 展宏君
橋本 英教君 尾身 朝子君
原田 義昭君 宮内 秀樹君

平沢 勝栄君 石原 宏高君
辻元 清美君 細野 豪志君
長島 昭久君 岡田 克也君
青柳陽一郎君 松浪 健太君
太田 和美君 篠原 豪君
吉田 豊史君 吉村 洋文君
濱地 雅一君 上田 勇君
志位 和夫君 宮本 徹君
尾身 朝子君 大隈 和英君
宮内 秀樹君 工藤 彰三君
篠原 豪君 村岡 敏英君
松浪 健太君 井上 英孝君
健太君 吉村 洋文君
宮本 徹君 小熊 慎司君
大隈 和英君 本村 伸子君
工藤 彰三君 古川 康君
村岡 敏英君 落合 貴之君
本村 伸子君 藤井比早之君
大隈 和英君 細田 健一君
宮本 徹君 新谷 正義君
今枝宗一郎君 宮川 典子君
今枝宗一郎君 白須賀貴樹君
宮川 典子君 瀬戸 隆一君
白須賀貴樹君 小泉進次郎君
前田 一男君 小林 鷹之君

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

辞任 補欠
中谷 真一君 堀内 詔子君
宮川 典子君 八木 哲也君
宮澤 博行君 加藤 寛治君
盛山 正仁君 長尾 敬君
大串 博志君 横路 孝弘君
青柳陽一郎君 水戸 将史君
吉田 豊史君 柿沢 未途君
伊佐 進一君 岡本 三成君
佐藤 茂樹君 角田 秀穂君
志位 和夫君 宮本 徹君
加藤 寛治君 宮澤 博行君
長尾 敬君 盛山 正仁君
堀内 詔子君 中谷 真一君
八木 哲也君 宮川 典子君
大串 博志君 吉田 豊史君
青柳陽一郎君 小野寺五典君
宮本 徹君 原田 義昭君
角田 秀穂君 橋本 英教君
宮本 徹君 武井 俊輔君
大西 宏幸君 宗清 皇一君
岡田 克也君 細野 豪志君
辻元 清美君 青柳陽一郎君
吉田 豊史君 太田 和美君
濱地 雅一君 志位 和夫君

一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

辞任 補欠
橋本 英教君 長尾 敬君
平沢 勝栄君 秋元 司君
青柳陽一郎君 吉村 洋文君
吉田 豊史君 足立 康史君

秋元 司君 赤枝 恒雄君
赤枝 恒雄君 坂本 哲志君
坂本 哲志君 平沢 勝栄君
長尾 敬君 橋本 英教君
足立 康史君 吉田 豊史君
吉村 洋文君 青柳陽一郎君

一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員

辞任 補欠
原田 義昭君 築 和生君
青柳陽一郎君 村岡 敏英君
吉田 豊史君 柿沢 未途君
志位 和夫君 宮本 徹君
築 和生君 原田 義昭君
村岡 敏英君 青柳陽一郎君
柿沢 未途君 吉田 豊史君
宮本 徹君 志位 和夫君

(議案提出)

一、去る十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
航空法の一部を改正する法律案

(議案送付)

一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律案

一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
公認心理師法案(河村建夫君外六名提出)

(議案通知書受領)

一、去る十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案
貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
いわゆる「経済的徴兵制」に関する質問主意書
(初鹿明博君提出)

サケ・マス流し網漁業に係る地元の声に対する政府の見解等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)
一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
母乳のインターネット販売に関する質問主意書
(初鹿明博君提出)

新国立競技場の整備費に関する質問主意書(初鹿明博君提出)
安倍首相の米国連邦議会上下両院合同会議における演説等に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

ホルムズ海峡を迂回するパイプラインに関する質問主意書(初鹿明博君提出)
一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
国が行政不服審査請求を行うことの適格性等に関する質問主意書(仲里利信君提出)

T P P交渉についての政府の見解等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)
ビザなし交流促進島訪問に係る新聞報道についての政府答弁に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

ビザなし交流中止についての政府答弁に関する第三回質問主意書(鈴木貴子君提出)

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案が成立したことによる今後の政府の対応等に関する質問主意書(鈴木貴子君提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に関する質問主意書
(西村智奈美君提出)

国内の衛星リモートセンシングに関する法整備に関する質問主意書(丸山穂高君提出)
安倍総理がI O C総会で行った最終演説と新国立競技場建設費の関係に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

(答弁書受領)
一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員仲里利信君提出T P P交渉の情報開示に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出日本版「サムの息子法」制定に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流促進島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出T P P交渉についての政府の見解等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流中止についての政府答弁」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する第三回質問に対する答弁書
衆議院議員初鹿明博君提出「JKビジ

ネス」を規制する法整備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員阿部知子君提出イラク派遣自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場の形成過程と軍用地料の支払額別所有者数等に関する質問に対する答弁書

平成二十七年六月三十日提出
質問 第二九八号
T P P交渉の情報開示に関する質問主意書
提出者 仲里 利信

T P P交渉の情報開示に関する質問主意書
政府が推し進めているT P P(環太平洋パートナーシップ協定)に多くの問題点があることや、我が国の農業とりわけ離島の農業に壊滅的な打撃を与え、地域の崩壊を招く可能性が高いこと、メリットとされているものの中にも危うさがあることなどについてはかねてより各方面から指摘され、問題視されているところである。本職もその観点から質問第一一〇号で指摘し警鐘を鳴らしたところである。

このような指摘や脱退・見直し要望が相次いでいるのにも関わらず、政府が未だに交渉を断念しようとして、日本が交渉に参加した二〇一三年七月以来、参加国は七回の閣僚会議と二回の首脳会議を重ねており、全二十一分野のうちの約半分の十一分野が実質的に決着されたとの報道もある。また、七月には交渉が決着するとの報道も行われている。

しかし、政府は、一向に交渉の経緯と内容等を明らかにしていない。
これでは、有志の弁護士等が中心となって、T P P交渉の差し止めと違憲確認を求める訴訟が提起されることもやむを得ないものと言わざるを得ない。
そのような中、今般、秘密主義の交渉の中でようやく漏れ伝え来たのが「T S D S条項」や「残留農業の基準緩和」、「遺伝子組み換え食品の表示」、「コメの輸入増」、「牛・豚肉等の関税の大幅な削減」なども議論の対象になっているとのことである。

これらが認められると、我が国独自の食や環境の安全基準などが国際的な水準に合わない事態になった時に、外国の企業や投資家が協定に違反しているとして、国際機関に提訴できることになりかねないし、我が国の基幹作物・産業であるコメや畜産業の衰退に繋がりがかねない。

そうすると、日本の農業は軒並み廃業に追いやりられ、食の安全や安心、自給率を保持することが到底できなくなる。

T P Pは、最終的には国会の承認が必要であることは、政府も十分承知しているものと思われるが、しかし、政府間の交渉が終了した後に再交渉を求めることは困難である。

したがって、政府は、国民と国会がT P Pの是非を判断できるようにするため、必要な情報を開示すべきである。

そこでお尋ねする。
一 T P P交渉で、これまでどのような議論が行われ、そして現在どのような議論が行われているか。

二 これまでの交渉において、何が決着されたか。また、決着を見ていない分野・内容は何か。

三 今後の見通しはどうか。

四 政府がこれまで説明してきた「聖域(五品目)」は確保することは現時点でも変わりはないか。

五 国会決議との整合性を保つ見込みと決意は変わらないか。

六 米国で貿易促進権限(TPA)法案が成立したが、この影響はどうか。

七 政府はもっと情報を開示してつまびらかに説明すべきではないか。

内閣衆質一八九第二九八号
平成二十七年七月十日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員仲里利信君提出TPP交渉の情報開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員仲里利信君提出TPP交渉の情報開示に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出TPP交渉の情報開示に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び五について

環太平洋パートナーシップ(以下「TPP」という。)協定は、物品市場アクセスだけではなく、サービス、投資、政府調達などの市場アクセス、知的財産、電子商取引、国有企業、環境など、幅広い分野で新しいルールを作る包括的で野心的な二十一世紀型の協定であるが、現在交渉中であることから、交渉に係る個別具体的な内容をお答えすることは差し控えたい。政府としては、TPP協定交渉において、衆議院及び参議院の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たっているとこである。

三及び六について

交渉参加各国は、TPP協定の妥結には御指摘の「貿易促進権限(TPA)法案」の成立が不可

欠と認識していたところ、今般の同法案成立により、交渉が大きく前進することが期待される。政府としては、引き続き関係国と協力し、TPP協定交渉の早期妥結に向け全力を尽くす考えである。

七について

TPP協定交渉に関する情報については、これまでTPP協定交渉の進捗状況、交渉に取り組む我が国の基本方針等について、国会を始め様々な場で説明してきている。今後とも、TPP協定交渉上の守秘義務の制約はあるものの、工夫しながらできる限りの情報提供に取り組んでいく考えである。

平成二十七年七月一日提出
質問 第二九八号

日本版「サムの息子」法制定に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

日本版「サムの息子」法制定に関する質問主意書

一九九七年に起きた神戸連続児童殺傷事件の加害者である「元少年A」(三十二歳)の手記「絶歌」が出版され物議を醸していますが、加害者が自ら犯した犯罪に関する本によって「印税」を受け取ることに対し、被害者遺族の感情を逆なでした行為などと批判が噴出しています。

平成二十七年六月十九日の東京新聞朝刊によれば、版元の出版社は「加害男性は印税収入は事件の被害者や遺族への賠償金に充てたいと話している」と説明しているとのことですが、支払い義務がある訳ではないことを考えると、確実に履行されるのか疑問がもたれるのは当然のことだと感じます。

その一方で、憲法第二十一条で保障する言論

出版等の表現の自由を守ることを考えると一律に出版を差し止めることは難しいと考えます。

このように被害者遺族の感情と憲法で保障する表現の自由との両立、また、一般的に加害者が刑務所等から出所し仕事に就くことは非常に困難で、資力が無い場合は賠償金の支払いが出来ないことを考えると、本を出版等することで収入を得ることを否定するのではなく、その収入から確実に賠償金の支払いが行われる制度が必要だと考えます。

米国ニューヨーク州では「サムの息子」の名で若い女性などを連続して殺害した加害者である男性が一九七七年に犯罪手記を出版しようとしたことをきっかけとして、犯罪者による手記の出版など自らが犯した事件に関連して得た利益を差し押さえ、犯罪被害者や遺族の訴えに基づいて、賠償に充てる「サムの息子」法が制定されました。

その後、全米約四十州に広まり、一九八四年には連邦犯罪被害者法が制定され、出版などによる収益のみならず、没収された保釈金や犯人の差押財産も基金として遺族や被害者のために分配される仕組みができています。

我が国でも米国の「サムの息子」法に倣って、加害者がその犯罪に関する出版物等で得た収入を差し押さえ、被害者や遺族に渡すような法律を制定すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一八九第二九八号
平成二十七年七月十日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員初鹿明博君提出日本版「サムの息子」法制定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出日本版「サムの息子」法制定に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「加害者がその犯罪に関する出版物等で得た収入を差し押さえ、被害者や遺族に渡すような法律」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、一般論として、自己の犯した罪に関する出版物により収益を得ることを規制するような制度を設けることについては、憲法の保障する表現の自由等の観点から、慎重な検討が必要であると考える。

平成二十七年七月一日提出
質問 第三〇〇号

「ビザなし交流」促進島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

「ビザなし交流」促進島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問主意書

本年五月二十六日付朝日新聞二十八面に、「捉訪問できぬ可能性」との見出しで記事が掲載されている。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二八一号)並びに、「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第二六九号)、「政府答弁書」(内閣衆質一八九第二四七号)を踏まえ、再質問する。

一 前回、前々回の質問主意書で、答弁書を起草した者の官職氏名、また欧州局の誰が起草したのか明らかにするよう問うてきたが、答弁書では誠に正直に答えていない。それゆえに何度も問うているのである。改めて、答弁書は欧州局の誰が起草したか答えられたい。また名前を

出せない理由があるのであれば、その理由を答えられたい。

二 前回質問主意書で、「平成四年にビザなし交流がスタートしてから現在にいたるまでに地域の交流会で北方領土問題についてどういう意見交換があったか時系列で詳細を示されたい。」と問うたところ、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二八一号)では、「御指摘の『交流会』は、相互理解の増進を図るため、四島交流訪問事業参加者と北方四島住民との間で自由な意見交換を行うことを目的としており、当該行事で出された意見の逐一についてお答えすることは差し控えたい。」との答弁がなされている。当方が質問しているのは、「北方領土問題についてどういう意見交換があったか」と聞いているのである。国民から選ばれた国会議員を馬鹿にしたすり替えの答弁ではなく、質問に誠実に答えることを求める。

内閣衆質一八九第三〇〇号

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流」
島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流」
択捉島訪問に係る新聞報道に関する質問主意書に対する政府答弁」に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七年六月十九日内閣衆質一八九第二六九号)に一

ついてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの答弁書を起案した者について、その官職氏名を明らかにする必要があるとは考えていない。

二について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七年六月三十日内閣衆質一八九第二八一号)二についてでお答えしたとおりである。

平成二十七年七月一日提出
質問 第三〇一 号

T P P 交渉についての政府の見解等に関する
質問主意書

提出者 鈴木 貴子

T P P 交渉についての政府の見解等に関する
質問主意書

本年六月二十九日、オバマ米大統領は環太平洋
パートナーシップ協定(T P P)(以下、「T P P」とする)の交渉に不可欠な大統領貿易促進権限
(T P A) 法案に署名し、同法は成立し、「T P P」
は七月中にも見込まれる大筋合意に向けて交渉が
加速される等の各種報道がなされている。

右を踏まえ、質問する。

一 今後のT P P 交渉において国会決議の遵守は
当然であると考えるが政府の見解如何。

二 重要五品目(コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製
品、サトウキビなど甘味資源作物)いわゆる「聖
域」を守るという姿勢で交渉に臨んでいるか。

政府の見解如何。
右質問する。

内閣衆質一八九第三〇一 号

平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出T P P 交渉について
の政府の見解等に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出T P P 交渉につ
いての政府の見解等に関する質問に対する
答弁書

一及び二について

政府としては、環太平洋パートナーシップ協
定交渉において、衆議院及び参議院の農林水産
委員会の決議をしっかりと受け止め、守るべき
ものは守り、攻めるべきものは攻めることによ
り、国益にかなう最善の道を追求するよう、全
力で交渉に当たっていると述べている。

平成二十七年七月一日提出
質問 第三〇二 号

「ビザなし交流中止についての政府答弁」に関す
る再質問主意書

提出者 鈴木 貴子

「ビザなし交流中止についての政府答弁」に関
する再質問主意書

本年五月十五日から行われる予定だった第一回
「ビザなし交流」が、急ぎよ中止になった。

右と、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二八二
号)及び「政府答弁書」(内閣衆質一八九第二七〇
号、二四八号、二三三三号)を踏まえ、再質問す
る。

一 過去の質問主意書で、政府答弁書を起案した
者及び決裁を行った者の官職氏名を明らかにす
るよう問うてきたが、政府は不誠実な答弁を繰
り返しなしているだけである。閣議決定を経る
答弁書において、この不誠実な答弁は国務大臣
を馬鹿にしており、また国民から選ばれた国会

議員を馬鹿にするものである。改めて、政府答
弁書を起案した者及び決裁を行った者の官職氏
名を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第三〇二 号
平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流中止に
ついての政府答弁」に関する再質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出「ビザなし交流中
止についての政府答弁」に関する再質問に対
する答弁書

一について

お尋ねについては、先の答弁書(平成二十七
年六月五日内閣衆質一八九第二四八号)一及び
二についてでお答えしたとおりであり、政府と
しては、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)
第七十四条に基づく質問に対して誠実に答弁し
ている。

平成二十七年七月一日提出
質問 第三〇三 号

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二
〇一六年一月から禁止する法案に関する第三
回質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を
二〇一六年一月から禁止する法案に関する
第三回質問主意書

ロシア下院は本年六月十日の本会議で、ロシア

二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案(以下、「法案」とする。)を可決した。

右と、「前回答弁書」(内閣衆質一八九第二八三号)及び「前々回答弁書」(内閣衆質一八九第二六八号)を踏まえ、再質問する。

一 本年六月二十四日に、ロシア上院でも「法案」が可決された。ロシア上院で「法案」が可決された後、日本政府はロシア政府に対しどのような働きかけをしているのかその具体的な内容を時系列をもって明らかにされたい。

二 「法案」はプーチン大統領が署名をすれば成立する。安倍首相はプーチン大統領にどのような働きかけをするのか明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一八九第三〇三号
平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、平成二十七年六月二十四日に安倍内閣総理大臣からプーチン・ロシア連邦大統領に対し電話会談において直接働きかけを行ったほか、同月二十五日以降、原田ロシア連邦駐留特命全權大使からロシア連邦政府の關係

者に対して働きかけを行うなど、在ロシア連邦日本国大使館を通じ、ロシア連邦政府に対し、我が国漁業者が操業を継続できるよう粘り強く働きかけを行った。

平成二十七年七月二日提出
質問 第三〇四号

いわゆる「JKビジネス」を規制する法整備に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

いわゆる「JKビジネス」を規制する法整備に関する質問主意書

いわゆる「JKビジネス」(女子高生を「JK」と称して商品化し性売り物とする営業形態は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制要件に該当しない営業形態が多く、労働基準法や児童福祉法による取締りも、実際に被害を受けた者がいなければ実施が困難であるとされています。しかしながら現実には、客である男性からの求めに応じて従業員である少女が性的なサービスを提供する脱法風俗店となっていたり、少女が性犯罪の被害やストーカー被害に遭うなど、犯罪の温床になっている実態があるとされています。

このような状況に鑑み、愛知県では「JKビジネス」に起因する青少年の性犯罪被害の未然防止を図るため、平成二十七年三月に青少年保護育成条例の一部を改正し、七月一日から施行されました。

同条例は、いわゆる「JKビジネス」を指すものとして「有害役務営業」を定義し、同営業を営む者等が営業所で青少年を客に接する業務に従事させること等を禁止するほか、同営業を営む者等に対する調査や、営業停止命令を行うことができるこ

ととされています。このような規制は、全国で初めてのものであります。

「JKビジネス」は愛知県のみならず日本全国で広く問題となっており、特定の地域特有の問題とはいえません。各自治体の条例による規制に委ねるのではなく、法律による規制が必要だと考えます。

愛知県で七月一日に施行された青少年保護育成条例と同様に、「JKビジネス」を包括的に規制する法整備を行う必要があると考えますが、政府の見解を伺います。
右質問する。

内閣衆質一八九第三〇四号
平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出いわゆる「JKビジネス」を規制する法整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出いわゆる「JKビジネス」を規制する法整備に関する質問に対する答弁書

御指摘の「JKビジネス」の意味するところが必ずしも明らかではないが、少年の性売り物とする新たな形態の営業等の規制については、御指摘の愛知県青少年保護育成条例(昭和三十六年愛知県条例第十三号)の改正を始め、各都道府県において地域の状況に応じた施策が実施されていると承知しており、当該営業等を規制する法律の整備については、各都道府県における施策の推進状況等を見つつ、その要否を含め慎重に検討してまいりたい。

平成二十七年七月二日提出
質問 第三〇五号

イラク派遣自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する再質問主意書

提出者 阿部 知子

イラク派遣自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する再質問主意書

私は去る六月二十二日に「イラク派遣自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する質問主意書」(以下、単に「質問主意書」という)を提出し、同三十日に政府答弁書(以下、単に「政府答弁書」という)を受領した。しかしながら、政府答弁書は合理的根拠を全く示さない不誠実なものであり、自衛隊員の自殺やメンタルヘルスに係る状況を的確に把握、分析し、効果的な対策を講じることについて、政府が真摯に取り組むつもりがあるのか大いに疑問を抱かせるものであった。仮に「自衛隊のリスク」を巡る論議を回避し、自衛隊員の自殺等の状況を小さく見せる意図があるのであれば、事実に基づく議論を妨げるものであつて極めて問題であり、何よりも自衛隊員の人権を軽視するものであつて到底看過しがたい。
よつて、以下質問する。

一 ① 政府答弁書は何ら根拠を示さなく、イラク派遣自衛隊員(イラク特措法に基づく活動に従事した自衛隊員をいう。以下同じ)の自殺死亡率の算出方法を「適切である」とした(政府答弁書「一」の①について)。しかしながら、イラク派遣自衛隊員の自殺死亡率の算出方法として、死亡を含む退職による在職者の毎年の減少を考慮せずイラク派遣自衛隊員数約八千七百九十人に対する割合とした上で、単純に十年で除して一年間の自殺死亡率に換算したこと

は、実態の過小評価につながるのではない。統計学等の知見を踏まえて理論的に政府の見解を示されたい。

② 政府答弁書「一〇の①について」で示された方法以外にも、イラク派遣自衛隊員に係る各年度の在職者数の平均に占める自殺者の割合に十万を乗じて得た数を十で除す方法等も考えられる。このような算出方法ではなく、政府が用いた算出方法の方が適切であるとす根拠は何であるか答えられたい。

③ イラク派遣自衛隊員の自殺死亡率に係る比較としては、派遣隊員約八千七百九十人に対する自殺者二十九人の割合を、平成十七年度に在職した(男性)自衛官のうち平成十七年度から二十六年度の間に自殺した者の割合や適切に選択された一般人の対照集団に係り同様に算出された自殺者の割合と比較するといったコホート調査の手法も考えられる。少なくとも、比較し得るような条件を揃えたこのような方法で算出し比較することが適切と考えるが、政府の見解は如何か。

二 ① 政府答弁書は、自殺死亡率の比較対象として一般成人男性(二十歳から五十九歳)を選択したこと(三の①について)並びにイラク派遣自衛隊員及び男性自衛官の自殺死亡率は在職中の自殺に限られて算出されるという制約がある点を見逃したこと(二の③について)に関して何ら合理的な根拠を提示していない。一方、「平成二十六年 度 我が国における自殺の概要及び自殺対策の実施状況(以下、「自殺対策白書」という)は無職者の自殺リスクが高いことを示している。そこで、内閣府提供資料に拠つ

てみれば、統計のある平成十八年以降の有職者(二十歳から五十九歳)の自殺死亡率は、男女計の場合、最高で十万人あたり二十一・七人(平成二十一年)であり、平成二十六年は同十六・四人である。男性の場合、最高は同二十九・一人(平成二十一年)であり、平成二十六年は同二十一・八人である。いずれも、一般成人男性(二十歳から五十九歳)及び男性自衛官の自殺死亡率と比較して有意に低い。また、イラク派遣自衛隊員の自殺死亡率は算出方法に問題があり単純比較はできないが、政府の算出方法による数値は下限値であると考えられることから、やはり上記有職者の自殺死亡率は有意に低いものである。政府は何故一般有職者の自殺死亡率との比較を行わなかったのか、その理由を明確に答えられたい。

② 同様に、一般職国家公務員の自殺死亡率は平成二十一年度と同二十三・六人、平成二十五年に同二十一・五人であり、政府も自衛官の自殺死亡率が高いことは認めているところである(平成二十七年六月五日付政府答弁書)。政府としては、このように有職者や一般職国家公務員に比べ自衛官の自殺死亡率が高いことなど自衛官の自殺に係るデータについて、今後いかなる分析を行い、対策に活用していくつもりであるのか、真摯な方針を示されたい。

三 イラク派遣自衛隊員の自殺に係るデータの分析については、他の集団との比較に加えて、自殺者数又は自殺死亡率の推移を見ることも重要であると考える。については、各年度毎のイラク派遣自衛隊員の自殺者数又は自殺死亡率を示した上で、政府の所見を明らかにされたい。

四 ① 平成十五年度から平成二十六年度までの

期間において在職中に死亡した自衛官について、死因別(自殺、病死、事故、その他)及び合計の人数並びに死亡者に占める自殺者の割合を年度毎に、かつ部隊別と合計で示した上で、その推移等についていかなる見解であるか明らかにされたい。

② 旧テロ対策特措法、イラク特措法及び補給支援特措法に基づき派遣された自衛隊員のうち在職中に死亡した者について、①と同じ分類かつ根拠法の別で示した上で、派遣後の自衛隊員の状況等についていかなる認識であるか答えられたい。

③ 人事院提供資料によれば、一般職国家公務員の死亡者に占める自殺者の割合は、最近十年間の最高で二十四・九%(平成二十一年度)であり、平成二十五年度は二十一・四%であるが、これを①及び②で示された死亡者に占める自殺者の割合と比較して、いかなる見解であるか答えられたい。

④ 「自殺対策白書」では有職者・無職者の別ではないものの、年齢階級別・男女別に死因順位や構成割合を示し、分析を行っている。自衛官の自殺死亡割合は一般人に比べて高い傾向が見出されると考えられるが、「自殺対策白書」における当該データと①及び②の結果とを比較して、いかなる所見であるか具体的な分析を含め示されたい。

五 政府答弁書は「四の①について」及び「四の②について」において、防衛省における全自衛隊員等に対するメンタルヘルスチェックの結果と世界保健機関(WHO)の調査結果とが比較可能であることについても、両者の比較から「心の病を抱える隊員というの、一般社会と比較して、決して高いとは言えない」との結論が導き出せることについても、具体的な根拠を示して

いない。防衛省担当者の説明及び政府答弁書の記述に拠る限りは、両者の目的、対象集団、対象疾患等が明らかに異なっている。例えば、前者は「傾向を把握するものであり確定診断より広範な部分を捉えていると言えるが、同時に、前者の「うつ病性障害及び不安障害」は後者の「何らかの精神障害(防衛省担当者が持参した説明資料ではより具体的に「不安障害、気分障害、衝動制御障害、物質依存」と記されている)」の一部であることは明白である。これだけをもつてしても両者の比較が困難であるにも関わらず、両者を「単純に比較した(前掲資料とされており、比較として有意であるとは到底理解し難い。以上の疑義に明確に答え、両者の比較とその結論が成立するとする合理的根拠を示されたい。

六 ① 政府答弁書「五の①について」では、精神科医である防衛医科大学校教授等による専門的見地からの意見を参考に「したとされているが、「精神科医である防衛医科大学校教授等」が具体的に誰であるのかを特定するとともに、「専門的見地からの意見」の具体的内容を明らかにされたい。

② 防衛医科大学校は防衛省の施設等機関であり、前記の「専門的見地からの意見」はあくまで防衛省組織内部からの意見でしかなく、部外の専門家を交えてより客観的に検討すべきであることは論を待たない。政府答弁書はそのような作業について極めて消極的であって、防衛省・自衛隊の閉鎖性を表しており極めて問題であると考えられるが、見解は如何か。

七 「自殺総合対策大綱」(平成二十四年八月二十八日閣議決定)は「第3 自殺を予防するための当面の重点施策の「1. 自殺の実態を明らかに

する」において「自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、社会的要因を含む自殺の実態を把握するための調査研究とともに、自殺対策に関する情報の提供等を推進することにより、自殺の実態を踏まえた対策を推進する」とし、その

「(一)実態解明のための調査の実施」では「社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過、自殺直前の心理状態等を多角的に把握し、自殺予防のための介入ポイント等を明確化するため、いわゆる心理学的剖検の手法を用いた遺族等に対する面接調査や、救命救急センター等で治療を受けた自殺未遂者に関する調査等を継続的に実施する」としている。政府答弁書や防衛省担当者からの聞き取り等からは、自衛官の自殺について、客観的データが未整備である上に、個別事例の分析についても十分であるののみならずその拡充について消極的な姿勢が感じられる。また、内閣府、人事院及び厚生労働省等が有する自殺対策に係る知見が防衛省と十分に共有されていないとの印象も受ける。防衛省は自衛隊員の自殺対策について、前記引用部分を含む自殺総合対策大綱を踏まえた取り組みも、具体的にどのような推進する方針であるのか、また内閣府、人事院及び厚生労働省は自殺対策に係る知見を防衛省とどのように共有していくつもりであるのか、それぞれ明確に示されたた

右質問する。

内閣衆質一八九第三〇五号

平成二十七年七月十日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議員阿部知子君提出イラク派遣自衛隊員
の自殺率の算出及び比較等に関する再質問に對
し、別紙答弁書を送付する。

別紙

衆議院議員阿部知子君提出イラク派遣自衛隊員の自殺率の算出及び比較等に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「実態の過小評価」の意味するところが必ずしも明らかではないが、先の答弁書（平成二十七年六月三十日内閣衆質一八九第二八八号。以下「前回答弁書」という。）一の①についてお答えしたとおり、防衛省においては、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号。以下「イラク特措法」という。）

たものであるため、適切であると考えている
①について

前回答弁書二の③について及び三の①についてでお答えしたとおり、防衛省においては、イラク特措法に基づく活動に従事し在職中に自殺した自衛隊員の自殺による死亡率及び男性自衛官の自殺による死亡率を、一般成人男性の自殺による死亡率と比較することは、適切であると考えている。

二の②について

一般に、自殺は、様々な要因が複合的に影響し合つて発生するものであることから、自殺による死亡率の差異の要因等について一概に述べることは困難であるが、いづれにせよ、防衛省においては、自殺者や自殺事故防止等に関する情報の収集や分析に努め、自殺事故防止対策について、今後とも強力に推進してまいりたい。

員の「自殺者数又は自殺死亡率」については、年度ごとに、これを明らかにすることにより、個人が特定されるおそれがあり、関係者のプライバシー保護の観点から、答弁を差し控えたい。

四の①について

平成十五年度から平成二十六年までの各年度において在職中に死亡した自衛官について、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の別に、①自殺 ②病死 ③事故、④その他の死因、⑤死亡者の合計人数及び⑥死亡者に占める自殺者の割合をお示しすると、次のとおりである。

1
陸上自衛隊

平成十五年度 ①四十八人 ②七十八人
③十人 ④六人 ⑤百四十二人 ⑥約三千三・
八百セント

平成十六年度 ①六十四人 ②六十人 ③八人 ④六人 ⑤百三十八人 ⑥約四十六・四パーセント

平成十七年度 ①六十四人 ②六十四人
③十七人 ④七人 ⑤百五十二人 ⑥約四十
二・一パーセント

平成十八年度 ①六十五人 ②五十四人
③三十一人 ④一人 ⑤百四十一人 ⑥約四十
六・一パーセント

平成十九年度 ①四十八人 ②三十九人
③十四人 ④二十人 ⑤百二十一人 ⑥約三十
九・七パーセント

平成二十年度 ①五十一人 ②五十二人
③十五人 ④六人 ⑤百二十四人 ⑥約四十
一・一パーセント

平成二十一年度 ①五十三人 ②五十一人
③九人 ④十人 ⑤百二十三人 ⑥約四十三・
一パーセント

平成二十二年度 ①五十五人 ②三十七人

③六人 ④五人 ⑤百三人 ⑥約五十三・四パーセント

平成二十三年度 ①四十九人 ②四十四人
③四人 ④六人 ⑤百三人 ⑥約四十七・六パーセント

平成二十四年度 ①五十二人 ②五十五人
③五人 ④七人 ⑤百十九人 ⑥約四十三・七パーセント

平成二十五年度 ① 四十七人 ② 四十一人
③ 九人 ④ 三人 ⑤ 百人 ⑥ 四十七・〇パーセ
ント

平成二十六年 ① 四十三人 ② 三十六人
 ③ 四人 ④ 六人 ⑤ 八十九人 ⑥ 約四十八・三パーセント

海上自衛隊
平成十五年度
①十七人
②二十八人
③九
④三人
⑤五十七人
⑥約二十九・八パー

平成十六年度 ①十六人 ②十七人 ③四
人 ④一人 ⑤三十八人 ⑥約四十二・二パー
セント

平成十七年度 ①十五人 ②十六人 ③三
人 ④二人 ⑤三十六人 ⑥約四十一・七パー
セント

平成十八年度 ①十九人 ②十四人 ③一人
④二人 ⑤三十六人 ⑥約五十二・八パーセント

平成十九年度 ①二十三人 ②十六人 ③二
人 ④四人 ⑤四十五人 ⑥約五十一・二パー
セント

平成二十年度 ①十六人 ②十四人 ③二
セント

平成二十一年度 ①十五人 ②十二人 ③二
セント

セント
平成二十二年 ①十人 ②十三人 ③三人 ④一人 ⑤二十七人 ⑥約三千七・〇パーセント
平成二十三年 ①十四人 ②九人 ③六人 ④零人 ⑤二十九人 ⑥約四十八・三パーセント
平成二十四年 ①七人 ②十六人 ③三人 ④七人 ⑤三十三人 ⑥約二十一・二パーセント
平成二十五年 ①十六人 ②二十人 ③零人 ④三人 ⑤三十九人 ⑥約四十一・〇パーセント
平成二十六年 ①十二人 ②二十二パーセント
③七人 ④二人 ⑤四十三人 ⑥約二十七・九パーセント
3 航空自衛隊
平成十五年 ①十人 ②十六人 ③二人 ④三人 ⑤三十一人 ⑥約三十二・三パーセント
平成十六年 ①十四人 ②十三人 ③一人 ④三人 ⑤三十一人 ⑥約四十五・二パーセント
平成十七年 ①十四人 ②十五人 ③十二人 ④三人 ⑤四十四人 ⑥約三十一・八パーセント
平成十八年 ①九人 ②十七人 ③一人 ④二人 ⑤二十九人 ⑥約三十一・〇パーセント
平成十九年 ①十二人 ②十五人 ③一人 ④三人 ⑤三十一人 ⑥約三十八・七パーセント
平成二十年 ①九人 ②十五人 ③五人 ④零人 ⑤二十九人 ⑥約三十一・〇パーセント

平成二十一年 ①十二人 ②十五人 ③三人 ④一人 ⑤三十一人 ⑥約三十八・七パーセント
平成二十二年 ①十二人 ②十一人 ③一人 ④一人 ⑤二十五人 ⑥四十八・〇パーセント
平成二十三年 ①十五人 ②五人 ③四人 ④零人 ⑤二十四人 ⑥六十二・五パーセント
平成二十四年 ①二十人 ②十三人 ③零人 ④三人 ⑤三十六人 ⑥約五十五・六パーセント
平成二十五年 ①十三人 ②十一人 ③一人 ④三人 ⑤二十八人 ⑥約四十六・四パーセント
平成二十六年 ①十一人 ②十人 ③零人 ④二人 ⑤二十三人 ⑥約四十七・八パーセント
御指摘の「推移等」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねの「見解」についてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、防衛省としては、自衛隊員が心身の健康を維持し、任務を支援なく遂行できる態勢を整えることが重要であると考えており、引き続き、自衛隊員の身上把握や健康管理等の徹底に努めてまいりたい。
四の②について
平成二十七年三月三十一日現在、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年法律第百十三号。以下「テロ対策特措法」という。）、イラク特措法又はテロ対

策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法（平成二十年法律第一号。以下「補給支援特措法」という。）に基づく活動に従事した自衛隊員のうち、在職中に死亡した自衛隊員について、テロ対策特措法、イラク特措法及び補給支援特措法に基づく活動の別に、①自殺、②病死、③事故、④その他の死因、⑤死亡者の合計人数及び⑥死亡者に占める自殺者の割合をお示しすると、次のとおりである。
1 テロ対策特措法に基づく活動
海上自衛隊員 ①二十五人 ②二十二人 ③六人 ④二人 ⑤五十五人 ⑥約四十五・五パーセント
2 イラク特措法に基づく活動
陸上自衛隊員 ①二十一人 ②十五人 ③九人 ④零人 ⑤四十五人 ⑥約四十六・七パーセント
海上自衛隊員 ①零人 ②一人 ③二人 ④零人 ⑤三人 ⑥零パーセント
航空自衛隊員 ①八人 ②五人 ③一人 ④零人 ⑤十四人 ⑥約五十七・一パーセント
3 補給支援特措法に基づく活動
海上自衛隊員 ①四人 ②二人 ③三人 ④零人 ⑤九人 ⑥約四十四・四パーセント
補給支援特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した海上自衛隊員四人の中には、テロ対策特措法に基づく活動に従事し、在職中に自殺した海上自衛隊員二人が含まれている。また、補給支援特措法に基づく活動に従事し、在職中に病死的に海上自衛隊員二人の中には、テロ対策特措法に基づく活動に従事し、在職中に病死した海上自衛隊員一人が含まれている。
御指摘の「派遣後の自衛隊員の状況等」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねの「認識」についてお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、防衛省としては、一般に、自殺は、様々な要因が複合的に影響し合っ

て発生するものであり、個々の原因について特定することが困難な場合も多く、海外派遣との因果関係を特定することは困難な場合が多いと考えているが、同省においては、自殺の原因について可能な限り特定できるよう努めているところであり、このような観点を含め自殺事故防止対策については、今後とも強力に推進してまいりたい。
四の③及び④について
一般に、自殺は、様々な要因が複合的に影響し合って発生するものであることから、死亡者に占める自殺者の割合の差異の要因及び御指摘の「自殺対策白書」におけるデータとの比較について一概にお答えすることは困難である。
五について
お尋ねについては、前回答弁書四の①について及び四の②についてお答えしたとおりである。
六について
平成二十七年六月十八日の衆議院予算委員会における中谷防衛大臣答弁に際しては、全自衛隊員等に対するメンタルヘルスチェックの実施等に係る専門的な見地からの意見を参考にしたものであり、その過程における意見を求められた個々の自衛隊員及び当該意見の内容を明らかにする必要があるとは考えていない。
また、防衛省においては、自衛隊の任務などの特性を踏まえて、同省の施設等機関である防衛医科大学校教授等の意見を聞いているものであり、適切であると考えている。
七について
防衛省においては、御指摘の「自殺総合対策大綱」（平成二十四年八月二十八日閣議決定）を

踏まえ、内閣府が取組の実施を呼びかけている自殺予防週間において、自衛隊員に対し自殺事故防止に関する啓発活動を行っており、引き続き、自衛隊員の自殺事故防止に全力で取り組んでまいりたい。

政府としては、従前から、自殺対策に関する情報について、同省を含む関係省庁間における共有を推進してきており、今後とも関係省庁間の情報共有を推進してまいりたい。

平成二十七年七月二日提出
質問 第三〇六号

米軍普天間飛行場の形成過程と軍用地料の支払額別所有者数等に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

米軍普天間飛行場の形成過程と軍用地料の支払額別所有者数等に関する質問主意書
去る六月二十五日、自民党若手国会議員らで組織する「文化芸術懇話会」の勉強会に講師として招かれた作家・百田尚樹氏が「沖縄の二つの新聞はつぶさないといけない」と暴言、妄言を吐いた。

さらに、百田氏は「文化芸術懇話会」の勉強会に参加した自民党国会議員からの問い掛けに対し「もともと普天間基地は田んぼの中にあつた。周りは何もなかった。基地の周りに行けば商売になると、みんな何十年もかかって基地の周りに住みだした」などと述べた。かかる百田氏の発言は、悲惨な沖縄戦終結直後の米軍占領下にハーグ陸戦法規等の国際法に違反する形で、民間地を強制接収された米軍普天間飛行場（以下、普天間基地という）の形成過程を著しく誤認するもので断じて認められない。

また、百田氏は、普天間基地の地権者に支払わ

れている軍用地料について「基地の地主さんは年収何千万円なんですよ。みんな」「ですからその基地の地主さんが、六本木ヒルズとかに住んでいる。大金持ちだから、彼らは基地なんか出て行つてほしくない」とも語っている。

かかる百田氏の発言は、沖縄防衛局が公表している資料や沖縄県軍用地等地主連合会（通称・土地連）がまとめている資料が示すデータと全く反するものであり、根拠を欠いた単なる思い込みだと強く批判せざるを得ない。

ところで、「文化芸術懇話会」の勉強会では、参加した自民党国会議員らから安倍政権批判の強いマスコミの「広告料収入を減らして懲らしめるべき」との報道機関への圧力、報道統制を示唆する内容が話し合われたようだ。

百田氏と自民党国会議員らによる一連の言動は、民主主義社会の根幹である憲法第二十一条に定める表現の自由、報道の自由を否定すると同時に、憲法第九十九条に定める国会議員の憲法尊重擁護義務にも反するもので決して容認し得ない。

以下、質問する。
一 政府は、普天間基地の形成過程についてどのような認識を持っているのか、見解を示されたい。

二 去る六月二十九日、市域のど真ん中に普天間基地を抱える宜野湾市議会には、作家・百田尚樹氏に発言の撤回と謝罪を要求する抗議決議（以下、宜野湾市議会抗議決議という）を全会一致で採択した。

宜野湾市議会抗議決議文では、百田氏の発言は「沖縄の歴史に対する無理解からくるもので」、「先祖伝来の土地を強制的に接収された地主のみなさんの尊厳を傷つける発言であり容認できない」と言及した上で「現在の普天間基地は戦前十の集落があり、村役場や郵便局が存在

する村の中心であつたが、先の大戦によつて強制的に奪われたものである」と指摘している。

① 宜野湾市議会抗議決議文が指摘するとおり、普天間基地は先祖伝来の土地を米軍に強制接収されて形成されたことを認識するか、政府の見解を示されたい。

② 宜野湾市議会抗議決議文が指摘するとおり、普天間基地内には戦前十の集落があり、村役場や郵便局が存在する村の中心であつたことを認めるか、政府の見解を示されたい。

三 ① 普天間基地における直近三年分の地主数及び年間賃借料を明らかにした上で、その推移に対する政府の見解を示されたい。

② 平成二十六年度における普天間基地の軍用地料の支払額別所有者数について、金額百万円未満、同百万円以上二百万円未満、同二百万円以上三百万円未満、同三百万円以上四百万円未満、同四百万円以上五百万円未満、同五百万円以上一千万円未満、同一千万円以上の別にそれぞれの所有者数と全体に占める割合を明らかにした上で、同基地に特徴的な点は何であると考えるか、政府の見解を示されたい。

四 「沖縄の二つの新聞はつぶさないといけない」「（政権に批判的な）マスコミを懲らしめるには広告料収入がなくなることが一番だ」などと憲法第二十一条に定める表現の自由、報道の自由を否定すると同時に、憲法第九十九条に定める国会議員の憲法尊重擁護義務にも反する発言が、自民党若手国会議員らによる「文化芸術懇話会」の勉強会でなされた事実を政府はどのように受け止めているか、見解を示されたい。

内閣衆質一八九第三〇六号
平成二十七年七月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場の形成過程と軍用地料の支払額別所有者数等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍普天間飛行場の形成過程と軍用地料の支払額別所有者数等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「戦前」の土地の利用状況について確たることを申し上げることは困難であるが、宜野湾市が作成した資料によれば、普天間飛行場の場所には、戦前、役場や郵便局などが所在し、集落が点在するとともに田畑が広がっていたと承知している。当該土地においては、戦時中にアメリカ合衆国の軍隊により民有地を含む土地が接収されて飛行場が建設され、昭和四十七年五月十五日に開催された、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第二十五条の規定に基づき設置された合同委員会において、普天間飛行場として米側に提供することを合意したものと認識している。

三の①について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、普天間飛行場において、国と賃貸借契約を締結している「地主数」及び「年間賃借料」について申し上げますと、平成二十四年度末における地主数は三千八百十八人、同年度における年間賃借料額は六十九億五千二百八十九万九千五百三十三円で

あり、平成二十五年度末における地主数は三千八百七十四人、同年度における年間借料額は七十一億七千六百七十七万五千五百十円であり、平成二十六年度末における地主数は三千八百九十七人、同年度における年間借料額は七十二億七千三百七十三万三千三百十円である。政府としてこれらについて申し上げるべき特段の見解はない。

三の②について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、普天間飛行場において、国と賃貸借契約を締結している地主について申し上げますと、平成二十六年年度末における「普天間基地の軍用地料の支払額別所有者数」及び「全体に占める割合」は、「金額百万円未満」は二千五十六人で約五十二・八パーセント、「同百万円以上二百万円未満」は八百二十一人で約二十一・一パーセント、「同二百万円以上三百万円未満」は三百六十五人で約九・四パーセント、「同三百万円以上四百万円未満」は百九十人で約四・九パーセント、「同四百万円以上五百万円未満」は百四十一人で約三・六パーセント、「同五百万円以上千万円未満」は二百四十三人で約六・二パーセント、「同千万円以上」は八十一人で約二・一パーセントである。政府としてこれらについて申し上げますべき特段の見解はない。

四について
御指摘の勉強会において、国会議員等が述べたとされている発言については、政府としてお答えする立場にない。

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護の住宅扶助の認定にかかる留意事項に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中根康浩君提出老健施設等における看護職員と介護職員の夜勤の人員配置基準に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を来年から禁止する法案が成立されるまでに政府がおこなった対応等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する質問に対する答弁書

平成二十七年七月三日提出
質問 第三〇七号

生活保護の住宅扶助の認定にかかる留意事項に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

生活保護の住宅扶助の認定にかかる留意事項に関する質問主意書

先般、「生活保護法」による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)(平成二十七年四月十四日社援発〇四一四第九号厚生労働省社会・援護局長通知)で示されている特別な事情がある場合には、本年六月まで適用されている住宅扶助の基準額を引き続き適用して差し支えない旨の特例(以下「特例」という。)が、現場の各自治体に徹底されていないことを指摘し、改めて、各自治体に徹底するように求める質問主意書(平成二十七年六月二十二日提出質問第二八五号)を提出しましたが、答弁書の内容は、「今後とも様々な機会を通じて周知徹底してまいりたい」という具体性に欠くものでありました。

この答弁書を受けて厚生労働省に具体的に何を

するのか照会したところ、生活保護担当指導職員ブロッコ会議、生活保護担当ケースワーカー全国研修会を開催し、周知徹底していくとの回答を得ました。

しかしながら、生活保護担当ケースワーカー全国研修会は本年六月十九日に既に終わっており、生活保護担当指導職員ブロッコ会議は本年の九月十月に開催予定と開催まで間があります。

先の質問主意書で私が質問した趣旨は、今月から住宅扶助の減額が始まり、各自治体が制度変更に伴う対応を行うことが多くなことから、自治体の担当者が住宅扶助の限度額を超えることとなる生活保護受給者に対して特例があることを無視して転居を求めないように、このタイミングで前述の通知の内容を再度周知徹底する必要があるのではないかとことです。

答弁書では、本年五月十三日に「住宅扶助の認定にかかる留意事項について(通知)」を出しているとのことですが、十分に周知徹底が出来ていないから先般の質問主意書を提出したのです。

今月が制度の変わり目だからこそ、今月、自治体の全職員に改めて前述の通知の内容の周知徹底を図る必要があると考えます。

以上の観点から、改めて伺います。

制度が変わった今月中に再度住宅扶助の認定にかかる留意事項について自治体の担当者が誤った運用をしないように通知を出す必要があると考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一八九第三〇七号

平成二十七年七月十四日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護の住宅扶助の認定にかかる留意事項に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員初鹿明博君提出生活保護の住宅扶助の認定にかかる留意事項に関する質問に対する答弁書

御指摘の「生活保護法」による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)(平成二十七年四月十四日付社援発〇四一四第九号厚生労働省社会・援護局長通知)に基づく取扱いについては、先の答弁書(平成二十七年六月三十日内閣衆質一八九第二八五号)でお答えしたとおり、これまで都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村に対し、「住宅扶助の認定にかかる留意事項について(通知)」(平成二十七年五月十三日付社援発〇五一三第一号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の発出等を通じて周知してきたところであり、現在のところ、平成二十七年七月中に新たな通知を発出することは考えていないが、今後とも様々な機会を通じて周知徹底してまいりたい。

平成二十七年七月三日提出
質問 第三〇八号

老健施設等における看護職員と介護職員の夜勤の人員配置基準に関する質問主意書

提出者 中根 康浩

老健施設等における看護職員と介護職員の夜勤の人員配置基準に関する質問主意書

「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」において、介護老人保健施設や介護保険施設等においては、利用者数によつて

「看護職員又は介護職員」の人員配置基準が定められている。

しかし、看護職員と介護職員で業務内容が異なり、看護職員でできることができないこと、介護職員でできることができないことがあるはずである。人員配置基準が「又は」となっていることで、職員が果たすことが生じ、利用者に適切なケアが行われないことになったり、どちらかの職種に過重な負担がかかったりすることが生じかねないことを懸念する。例えば、利用者のおむつかえは介護職員しかやらず介護職員のみが一晩中ケアにあたるなどが考えられる。

従って、人員配置基準においては、「又は」ではなく、「看護職員は何人」「介護職員は何人」と改めるべきではないかと考える。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第三〇八号

平成二十七年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員中根康浩君提出老健施設等における看護職員と介護職員の夜勤の人員配置基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中根康浩君提出老健施設等における看護職員と介護職員の夜勤の人員配置基準に関する質問に対する答弁書

厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十九号)における夜勤を行う看護職員及び介護職員の数については、介護保険施設等に入所又は入院している利用者が夜間に必要とするサービスを受けるために必要な最低限の人員数を合計で定めている

るものであり、同告示について、御指摘のように「看護職員は何人」「介護職員は何人」と改める必要はないものと考えている。

平成二十七年七月六日提出

質問 第三〇九号

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を来年から禁止する法案が成立されるまでに政府がおこなった対応等に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を来年から禁止する法案が成立されるまでに政府がおこなった対応等に関する質問主意書

ロシアのプーチン大統領は、本年六月二十九日に日本漁船も操業するロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を二〇一六年一月から禁止する法案(以下、「法案」とする。)に署名した。これにより「法案」は成立した。「法案」は資源や環境の保護を理由に、昨年九月十日にロシアのマトビエコ上院議長が「法案」提出を表明し、十二月十八日にロシアの下院に議員提出され、本年六月十日に下院を通過し、同月二十四日に上院を通過した。

右と七月二日付北海道新聞二面に掲載されている「法案に係る記事(以下、「道新記事」とする。)を踏まえ、質問する。

一 政府は「道新記事」を承知しているか。

二 今回プーチン大統領が署名したことによって「法案」が成立されたこと、また戦後日本の復興を支え、歴史があるロシア二百海里水域での北洋サケ・マス流し網漁が事実上、幕を閉じることに、安倍首相の見解如何。

三 「道新記事」によると、「下院で法案可決の見通しが強まっていた本年五月半ば、首相周辺は

『そんな問題は聞いたことがない』と語った。」と記事に書かれているが、「首相周辺」の話は事実であるか。

四 「道新記事」では、「日ロ交渉筋は『東京からの政治的プレッシャーは全然なかった』と明かす。根室のある漁業者は言った。『ロシアより国内の無関心に殺される』と書かれているが、政府が今回の「法案」が成立されるまでに何もしていなかったように受けとめられる地元の声である。政府は昨年九月十日に「法案」提出が表明されてからプーチン大統領が署名をし「法案」が成立された本年七月一日までの間で、ロシア側にどのような働きかけをおこなったか時系列で具体的に示されたい。なお、日本側の誰がロシア側の誰にどのような働きかけをしたかも踏まえ答えられたい。

五 昨年九月十日に「法案」提出が表明されてからプーチン大統領が署名をし「法案」が成立されるまでにおこなった、日本政府からロシア政府に対する働きかけなど、政府の対応は十分なものであったと考えるか。政府の見解如何。

六 今回「法案」が成立するまでのあいだで、政府はいつななどきも緊張感と危機感を有していたか明らかにされたい。

七 今回「法案」が成立したことにより、北海道及び根室地域の経済に与える影響は極めて大きいと承知するが、政府は今後どういった働きかけ、どういった対策を取り組んでいくか具体的に答えられたい。

右質問する。

内閣衆質一八九第三〇九号

平成二十七年七月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を来年から禁止する法案が成立されるまでに政府がおこなった対応等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出ロシア二百海里内のサケ・マス流し網漁を来年から禁止する法案が成立されるまでに政府がおこなった対応等に関する質問に対する答弁書

一及び三から六までについて

御指摘の報道は承知している。個々の新聞記事の内容に関し、政府としてコメントすることは差し控えたが、先の答弁書(平成二十七年六月十九日内閣衆質一八九第二八八号)二及び四について、先の答弁書(平成二十七年六月三十日内閣衆質一八九第二八三号)一について及び先の答弁書(平成二十七年七月十日内閣衆質一八九第三〇三号)一及び二についてでお答えしたとおり、安倍内閣総理大臣を始め、政府として粘り強く働きかけを行ってきたとおり、最大の努力を行ってきたと考えている。

二について

漁業協力は日露関係の重要な協力分野の一つであり、日本政府として、我が国漁業者が操業を継続できるよう、ロシア側に累次にわたり働きかけてきたにもかかわらず、御指摘の法案が成立し、ロシア連邦の二百海里水域において、我が国漁業者が従来の漁法を用いた操業をすることができなくなることは極めて残念である。

七について
政府としては、漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定(昭和六十年条約第四号)に基づく操業を始めとする日露の漁業協力について

て、適切に対応していく。また、北海道道東地域を中心に、地元の水産関連産業への大きな影響が懸念されることから、現地の状況と関係者の意向を把握し、関係府省で連携しつつ、万全の対策を講ずることとしている。

平成二十七年七月六日提出
質問 第三一〇号

自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する質問主意書

安倍首相は本年七月三日の衆議院我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会(以下、「特別委員会」とする。)で、自民党本部で行われた「文化芸術懇話会」の勉強会で講師に招かれた百田尚樹氏が、「沖縄の二つの新聞は絶対につぶさなあかん」と述べたことについて、「報道、言論の自由を軽視するような発言、あるいはまた沖縄県民の思いに寄り添って負担軽減、沖縄振興に力を尽くしてきた我が党の努力を無にするかのごとき発言が行われた」との答弁をし、更に発言した国会議員について、「国民の信頼を大きく損ねる発言で看過できないと考え、谷垣幹事長とも相談のうえ処分した」と述べている。

安倍首相は今回の自民党本部での百田氏、国会議員の発言に対し、六月二十六日の「特別委員会」の答弁では、「会合でどうゆう発言をしたか、私が話す立場にない」また、「私的な勉強会

平成二十七年七月十六日 衆議院会議録第三十九号

議長 報告 自衛隊法等の一部を改正する法律案及び同報告書

で自由闊達な議論がある。言論の自由は民主主義の根幹をなすものだ」と等と述べている。明らかに六月二十六日の答弁と七月三日の答弁とは大きな違いが出ているが、答弁でどうしてこれほどの差が出てきたのか安倍首相の見解如何。

二 安倍首相は七月三日の「特別委員会」で、「大変遺憾で非常識な発言だ」とし、「党本部で行われた勉強会だから最終的には私に責任がある」と自らの責任に言及されたが、何故問題直後の六月二十六日に言わず、七月三日になったのか明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆議院 一八九第三一〇号
平成二十七年七月十四日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木貴子君提出自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員鈴木貴子君提出自民党が勉強会に招いた講師が報道機関に対し威圧発言をされたことに係る安倍首相の国会答弁に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、自由民主党内の会合に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。なお、お尋ねの七月三日の答弁は、政党の代表としての発言と承知している。

自衛隊法等の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成二十七年七月八日

提出者

江田 憲司 柿沢 未途
今井 雅人 小沢 鋭仁
丸山 穂高

賛成者

足立 康史外三十四名

自衛隊法等の一部を改正する法律
(自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九十四条の六第三号」を「第九十四条の七第三号」に改める。

第三条第一項中「直接侵略及び間接侵略に対する」を削る。

第二十二條第二項中「原子力災害派遣」の下に「第八十四条の三第一項の規定による保護措置」を加える。

第二十九條の二第一項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第七十六條第一項中「我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた」を「次に掲げる」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同項に次の各号を加える。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態(次号に掲げるものを除く。)

二 条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃(我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。)が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至つた事態

第七十七條の三「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第七十七條の四第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第八十四条の四第一項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)の定めるところにより、後方地域支援としての物品の提供」を「次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動」に改め、同項に次の各号を加える。

一 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) 後方地域支援としての物品の提供

二 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号) 後方地域支援としての物品の提供

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に

関する法律(平成四年法律第七十九号) 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する物品の提供 四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第 号) 人道復興支援活動又は協力支援活動としての物品の提供

第八十四条の四第二項第四号中「(平成四年法律第七十九号)を削り、及び委託を、委託に改め、」輸送の下に「及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する役務の提供」を加え、同項に次の一号を加える。

五 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律 部隊等による人道復興支援活動又は協力支援活動としての役務の提供及び部隊等による搜索救助活動

第八十四条の四を第八十四条の五とする。
第八十四条の三第三項中「第九十四条の五」を「第九十四条の六」に改め、同条を第八十四条の四とし、第八十四条の二の次に次の一条を加える。

(在外邦人等の保護措置)

第八十四条の三 防衛大臣は、外務大臣から外国における緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある邦人の警護、救出その他の当該邦人の生命又は身体保護のための措置(輸送を含む。以下「保護措置」という。)を行うことの依頼があつた場合において、外務大臣と協議し、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、部隊等に当該保護措置を行わ

せることができる。

一 当該外国の領域の当該保護措置を行う場所において、当該外国の権限ある当局が現に公共の安全と秩序の維持に当たつており、かつ、戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。第四項第一号及び第五項において同じ。)が行われることがないと認められること。

二 自衛隊が当該保護措置(武器の使用を含む。)を行うことについて、当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。第四項第二号において同じ。)の同意があること。

三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うための部隊等と第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されるところと見込まれること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による外務大臣と防衛大臣の協議の結果を踏まえて、同項各号のいずれにも該当すると認める場合に限る、同項の承認をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により保護措置を行わせる場合において、外務大臣から同項の緊急事態に際して生命又は身体に危害が加えられるおそれがある外国人として保護することを依頼された者その他の当該保護措置と併せて保護を行うことが適当と認められる者(第九十四条の五第一項において「その他の保護対象者」という。)の生命又は身体保護のための措置を部隊等に行わせることができる。

4 防衛大臣は、次の各号のいずれかに該当す

ると認める場合には、速やかに、保護措置の中断を命じなければならない。

一 外国の領域の当該保護措置を行う場所において、公共の安全と秩序の維持が第一項第一号に規定する当該外国の権限ある当局によつて確保されなくなつたと認められる場合又は戦闘行為が行われるに至つた場合

二 当該保護措置を行うことについて、当該外国の同意が存在しなくなつたと認められる場合

三 予想される危険に対応して当該保護措置をできる限り円滑かつ安全に行うために部隊等と第一項第一号に規定する当該外国の権限ある当局との間の連携及び協力が確保されなくなつたと認められる場合

5 第一項の規定により外国の領域において保護措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該保護措置を行つてい

る場所の近傍において戦闘行為が行われるに至つた場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該保護措置を行うことを一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。

における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十二條第一項に改める。

第九十四条の八中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱ひに関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱ひに関する法律」に改め、同条を第九十四条の九とする。

第九十四条の七中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条を第九十四条の八とする。

第九十四条の六中「自己又は「及び」者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある」を削り、同条第一号中「第八十四条の四第二項第一号」を「第八十四条の五第二項第一号」に、「自己と共に当該職務に従事する者」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に改め、同条第二号中「第八十四条の四第二項第二号」を「第八十四条の五第二項第二号」に、「自己と共に当該職務に従事する者」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に改め、同条第三号中「第八十四条の四第二項第四号」を「第八十四条の五第二項第四号」に改め、「自衛官」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、「自己と」を「自己又は自己と」に、「第十号」を「第九号の二」に、「又は」を「若しくは」に改め、「入つた者」の

下に「生命又は身体を防護するためやむを得ない必要がある」と認める相当の理由がある場合を加え、同条に次の二号を加える。

四 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号ナに掲げるものに従事する自衛官前号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくはその保護しようとする活動関係者(同条第三号ナに規定する活動関係者をいう。)の生命若しくは身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

五 第八十四条の五第二項第五号に規定する人道復興支援活動若しくは協力支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

合 第九十四条の六を第九十四条の七とする。
第九十四条の五中「第八十四条の三第一項」を「第八十四条の四第一項」に改め、同条を第九十四条の六とし、第九十四条の四の次に次の一条を加える。

(在外邦人等の保護措置の際の権限)
第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であつて、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対

象者の生命若しくは身体を防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 第八十九条第二項の規定は、前項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

3 第一項に規定する自衛官は、第八十四条の三第一項第一号に該当しない場合であつても、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要なと判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

合 第九十四条の六を第九十四条の七とする。
第九十四条の五中「第八十四条の三第一項」を「第八十四条の四第一項」に改め、同条を第九十四条の六とし、第九十四条の四の次に次の一条を加える。

一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第六号に規定する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律第三条第一項第二号に

規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。)

第九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律に改める。

第百十五條の四中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三條第四号」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三條第六号」に改める。

第百十五條の五第二項中、「第四十六條第二項及び第四十九條第一項ただし書を削り、「薬局開設者等」との下に、「同法第四十六條第二項及び第四十九條第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等」とを加える。

第百十五條の七中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百十五條の二十二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第百二十二條の次に次の一条を加える。

第百二十二條の二 第百十九條第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第百十九條第二項の罪(同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。)及び前条第二項の罪は、刑法第二條の例に従う。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)

第二條 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律平成四年法律第七十九号の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国際平和協力業務(第六條―第二十四條)」を 第三章 国際平和協力業務等 第一節 国際平和協力業務 第二節 自衛官の国際連合

(第六條―第二十五條―第二十八條)に、「第二十五條」を「第二十九條」に、「第二十六條・第二十七條」を「第三十條―第三十三條」に改める。

第三條第一号中「設立」の下に「及び再建」を加え、「ために」を「ことを目的として」に改め、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)」に「及び、いづれの紛争当事者にも偏ることなく実施される」を「実施されるものうち、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国(当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。)及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いづれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

第三條第二号の二中「における」を「において」に、「による」を「により」に、「の設立を目的とする」を「を設立しその他の混乱を解消する過程で行われる」に改め、同条第三号中「又からレまで」を「又からソまで、ネ及びナ」に、「及びレ」を「及びネに改め、同号ハ中「部品の下に」及び弾薬を加え、同号レ中「タ」を「ツ」に改め、同号レを同号ネとし、同号タ中「ヨ」を「レ」に、「又は機械器具」を「機械器具」に改め、「修理」の下に「又は補給(武器の提供を行う補給を除く。)」を加え、同号タを同号ソとし、その次に次のように加える。

ツ 国際連合平和維持活動を統括し、又は調整する組織において行うイからソまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

第三條第三号中ヨをレとし、又から力までをヲからタまでとし、同号リ中「チ」を「チ及びリ」に、「行政事務」を「立法、行政、ルに規定する組織に係るものを除く。」又は司法に関する事務に改め、同号リを同号ヌとし、その次に次のように加える。

ル 国の防衛に関する組織その他のイからヘまで又はヲからツまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

(1) イからヘまで又はヲからツまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導

(2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

第三條第三号中チの次に次のように加える。

リ 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

第三條第三号に次のように加える。

ナ イからネまでに掲げる業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者(以下このナ及び第二十五條第一項において「活動関係者」という。)の生命又は身体に対する不測の侵害又は危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して当該活動関係者の退避を支援するために行う当該活動関係者の生命及び身体保護

第三條第四号ロ中「第二号に規定する」の下に「決議若しくは要請又は」を加え、「第二十五條第一項」を「第二十九條第一項」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 国際平和協力業務等

第三章中第六條の前に次の節名を付する。

第一節 国際平和協力業務

第六條第一項中「あるとき」の下に「(国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三條第三号ナに掲げるものを実施

する場合にあつては、同条第一号イから八までに規定する同意及び第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同条第三号ナに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第二号に規定する同意及び第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。」を加え、同項第一号中「同意の下に」(「第三条第一号ロ又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。)」を加え、同条第四項中「この章を」この節」に改め、同条第五項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第三号チ若しくは又はに掲げる業務海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第五条に規定する事務に係るものに限る。」、同号ヲからソまで」に、「同号レ」を「同号ネ」に、「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)」を「同法に、」かながみ」を「鑑み」に改め、同条第六項中「同号又からタまで」を「同号ルからツまで」に、「又はこれらの」を「これらの」に、「同号レ」を「同号ネ」に改め、「定める業務の下に」又は同号ナに掲げる業務」を加え、同条第七項中「同号レ」を「同号ネ」に、「本条第一項第一号及び第十三条第一号」を「本条第一項(第二号及び

第三号を除く。)、及び第十三項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)」に、「並びに第二十四条」を「及び第七号、第二十四条並びに第二十五条」に改め、「につき」の下に、「実施計画を添えて」を加え、同条第十項中「につき」の下に「実施計画を添えて」を加え、同条第十三項各号列記以外の部分を次のように改める。

内閣総理大臣は、実施計画の変更(第一号から第五号までに掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了並びに第六号及び第七号に掲げる場合に行うべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。)をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

第六条第十三項第一号中「国際連合平和維持活動」の下に「(第三条第一号イに該当するものに限る。)」を加え、「第三条第一号」を「同号イ」に、「規定する同意を」掲げる同意に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 国際連合平和維持活動(第三条第一号ロに該当するものに限る。)のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

三 国際連合平和維持活動(第三条第一号ハに該当するものに限る。)のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合

合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となった場合

第六条第十三項に次の二号を加える。

六 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第三号ナに掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イから八までに規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

七 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第三号ナに掲げるものについては、同条第二号に規定する合意がある場合におけるその遵守の状況その他の事情を勘案して、同号に規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合における紛争当事者の当該活動若しくは当該業務が行われることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

六 外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めるよう要請することができ

八 第八条第一項中「並びに第六号及び第七号」を「及び第六号から第九号まで」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第六条第

十三項各号」を「第六条第十三項第一号から第五号まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七 第六条第十三項第六号及び第七号に掲げる場合において第三条第三号ナに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中断に関する事項

八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

第九条の次に次の一条を加える。

(隊員の安全の確保等)

第九条の二 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たつては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の安全の確保に配慮しなければならない。

第十条の見出し中「協力隊の」を削り、同条中「協力隊の」及び「(以下「隊員」という。)」を削る。

第十一条第一項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第三号ニ若しくはトからツまで」に、「同号レ」を「同号ネ」に改める。

第十二条第一項中「国際平和協力業務」の下に「(第三条第三号ナに掲げる業務を除く。)」を加え、同項ただし書中「第三条第三号イからハまで、ホ及びヘに掲げる業務並びに」に、「同号レ」を「同号ネ」に、「自衛隊員以外の者」を「自衛隊員以外の者の派遣を要請することとはできず、同号トに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ネの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については自衛隊員」に改める。

第二十条第一項中「第三条第三号」を「第三条第三号」に、「同号」から「ヨ」までを「同号」から「レ」まで」に改める。

第二十三条第一項中「国際平和協力業務」の下に「第三条第三号」に掲げる業務及びこれに類するものとして同号の政令で定める業務を除く。」を加える。

第二十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「武器の使用」を付し、同条第一項から第三項までの規定中「防衛する」を「防護する」に改める。

第二十七条を第三十三条とする。

第二十六条第一項中「第三章」を「第三章第一節」に改め、同条を第三十条とし、同条の次の二条を加える。

(請求権の放棄)

第三十一条 政府は、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に参加するに際して、国際連合若しくは別表第一及び別表第二に掲げる国際機関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国(以下この条において「活動参加国等」という。)から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、我が国がこれらの活動に参加する上でこれに応じることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加国等及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

(大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供)

第三十二条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせ

る場合又は第二十条第一項の規定による委託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊(以下この条において「合衆国軍隊等」という。)から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしている大規模な災害に係る救助活動、医療活動(防疫活動を含む。)その他の災害応急対策及び災害復旧のための活動
二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送
三 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。

三 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)とする。
四 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。
第四章中第二十五条を第二十九条とする。
第三章中第二十四条の次に次の一条及び一節を加える。
第二十五条 前条第三項に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第三号ナに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。
二 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。
三 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。
第二節 自衛官の国際連合への派遣
(自衛官の派遣)
第二十六条 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に関するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができる。
二 内閣総理大臣は、前項の規定により派遣さ

れる自衛官が従事することとなる業務に係る国際連合平和維持活動が行われることについての第三条第一号イからハまでに規定する同意が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限り、当該派遣について同項の同意をするものとする。

三 防衛大臣は、第一項の規定により自衛官を派遣する場合には、当該自衛官の同意を得なければならない。
(身分及び処遇)
第二十七条 前条第一項の規定により派遣された自衛官の身分及び処遇については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百一十二号)第三条から第十四条までの規定を準用する。

(小型武器の無償貸付け)
第二十八条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第二十六条第一項の規定により派遣された自衛官の活動の用に供するため、国際連合から小型武器の無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、当該申出に係る小型武器を国際連合に対し無償で貸し付けることができる。

別表第一中「第三条関係」を「第三条、第三十条関係」に改め、同表第二号中「リ」とし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。
チ 国際連合人間居住計画
別表第一第二号ホの次に次のように加える。
ヘ 国際連合人口基金
別表第二中「第三条関係」を「第三条、第三十条関係」に改める。

別表第一中「第三条関係」を「第三条、第三十条関係」に改め、同表第二号中「リ」とし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。
チ 国際連合人間居住計画
別表第一第二号ホの次に次のように加える。
ヘ 国際連合人口基金
別表第二中「第三条関係」を「第三条、第三十条関係」に改める。

別表第一中「第三条関係」を「第三条、第三十条関係」に改め、同表第二号中「リ」とし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。
チ 国際連合人間居住計画
別表第一第二号ホの次に次のように加える。
ヘ 国際連合人口基金
別表第二中「第三条関係」を「第三条、第三十条関係」に改める。

別表第三第一号中リをルとし、チを又とし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。

チ 国際連合人間居住計画

別表第三第一号ホの次に次のように加える。

ヘ 国際連合人口基金

(周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正)

第三条 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第一号を次のように改める。

一 周辺事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響

ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

第四條第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

第六條第三項中「において、」の下に「実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう」を加え、同条第四項中「がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさない」を「において、自衛隊の部隊等が第三條第二項の後方地域支援を円滑かつ安全に実施することが困難であると認められる場合又はこの法律若しくは基本計画に定められた要件が満たされない」に改める。

第七條第二項中「において、」の下に「実施される必要のある後方地域搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう」を加える。

第十一條第一項中「実施を」の下に「命ぜられ、又は第七條第一項の規定により後方地域搜索救助活動の実施を加え、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう)若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

第十一條第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

(周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正)

第四條 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四百十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「実施要項において、」の下に「実施される必要のある船舶検査活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう」を加え、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「第三條第二項の後方地域支援」とあるのは、「船舶検査活動」と読み替えるものとする。

第六條第一項中「命ぜられた」を「命ぜられ、又は同条第六項において準用する周辺事態安全確保法第六條第二項の規定により周辺事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條後段の後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた」に、「当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう)若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

とする。

(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正)

第五條 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

目次中「武力攻撃事態等への対処の」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への対処の」に、「第三章 武力攻撃事態等への対処に関する第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への法制の整備(第二十一條―第二十三條)への対処のための措置(第二十四條―第二十七條)」を「第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置(第二十一條―第二十四條)」に改める。

第一條中「同じ。」及び「により、武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、「併せて武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項を定め」を削る。

第二條中「この法律」の下に「(第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ(1)を除く。)」を加え、同条第二号中「至つた事態」の下に「(武力攻撃危機事態を除く。)」を加え、同条第七号に次のように加える。

ハ 武力攻撃危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 条約に基づき我が国周辺の地域にお

いて我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）であつて、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至つたもの（以下「危機事態武力攻撃」という。）を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実施する日米安保条約に従つて武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

二 危機事態武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は危機事態武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃危機事態の推移に依じて実施する次に掲げる措置

(1) 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置

(2) 生活関連物資等の価格安定、配分その他の措置

第二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次の次の一号を加える。

四 武力攻撃危機事態 条約に基づき我が国

周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃（我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。）が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至つた事態をいう。

第三条の見出し及び同条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、同条第六項中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、「協力しつつ」を「協力するほか、関係する外国との協力を緊密にしつつ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「において」を「及び武力攻撃危機事態において」に、「これ」を「武力攻撃危機事態並びにこれら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 武力攻撃危機事態においては、武力攻撃の発生に備えるとともに、危機事態武力攻撃を排除しなければならない。ただし、危機事態武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要と判断される限度においてなされなければならない。

第四条中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

第五条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を

加える。

第六条中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加える。

第七条中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第二章の章名中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること又は武力攻撃危機事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実

ロ 事態が武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態であると認定する場合にあつては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

第九条第二項第二号中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同条第三項中「においては」を「又は武力攻撃危機事態においては」に改め、同条第五号中「武力攻撃事態等」におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改め、同条第四項中「武力攻撃

事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「この条の下に」及び次条を加え、同条第五項第五号中「武力攻撃事態等」におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（防衛出動に係る国会の承認を求める場合の情報提供）

第九条の二 政府は、内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づいて国会の承認を求めたときは、各議院又は各議院の委員会が十分な情報に基づいて当該承認をすることがどうかの判断をすることができるよう、その求めに応じ、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）を含め、必要な情報を法律の規定に基づきできる限り提供するものとする。

第十条第一項中「武力攻撃事態等対策本部」を「事態対策本部」に改める。

第十一条第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改め、同条第三項中「武力攻撃事態等対策副本部長」を「事態対策副本部長」に、「武力攻撃事態等対策本部員」を「事態対策本部員」に改める。

第十三条第一項中「第二条第四号ロ」を「第二条第五号ロ」に改める。

第十八条中「国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五条第二項の規定に従つて」を削り、「武力攻撃の下に」又は「危機事態武力攻撃」を、「について」の下に、「国際連合憲章第五十一条（武力攻撃の排除に当たつて我が国が講

じた措置にあつては、同条及び日米安保条約第五條第二項の規定に従つて」を加える。

第三章を削る。

第二十四條第一項中「第二十七條を」第二十四條に改め、「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、第四章中同条を第二十一條とする。

第二十五條第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同条を第二十二條とし、第二十六條を第二十三條とする。

第二十七條中「及び第六項を」第四項及び第七項に、「第四條中」を「第四條第一項中」に改め、同条を第二十四條とする。

第四章を第三章とする。

(武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正)

第六條 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

第一條中「において」を「において」に、「その他の当該行動」を「及び武力攻撃危機事態において日米安保条約に従つて武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他のこれらの行動」に改める。

第二條第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに

国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第五号中「において」を「又は武力攻撃危機事態において」に、「規定する行動」を「規定する武力攻撃を排除するために必要な行動」に、「行動」を「武力攻撃を排除するために必要な行動」及び同号に規定する危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動に、「第二條第四号」を「第二條第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「において」を「において」に改め、「の軍隊」の下に「又は武力攻撃危機事態において日米安保条約に従つて武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメリカ合衆国の軍隊」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 武力攻撃危機事態 事態対処法第二條第四号に規定する武力攻撃危機事態をいう。

五 危機事態武力攻撃 事態対処法第二條第八号ハ(1)に規定する危機事態武力攻撃をいう。

第三條中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加える。

第四條中「行動関連措置は」の下に「武力攻撃事態等においては」を、「排除する」の下に「目的の範囲内において、武力攻撃危機事態においては武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃を排除する」を加える。

第六條の見出し中「合衆国政府を」合衆国政府等に改め、同条中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「保つよう」の下に「努めるものとするほか、関係する外国政府と緊密な連絡を保つよう」を加える。

第七條中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第八條中「第二條第七号」を「第二條第八号」に改める。

第九條中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第十三條第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第十四條第一項及び第十五條第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正)

第七條 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における特定公共施設等の利用に関する法律

第一條中「武力攻撃事態等」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加える。

第二條第一項中「武力攻撃」の下に「武力攻撃危機事態」を加え、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第二項中「第二條第七号」を「第二條第八号イ(1)」に改め、「掲げる措置」の下に「並びに同号ハ(1)及び(2)に掲げる措置」を、「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「従つて武力攻撃」の下に「を排除し又は武力攻撃の発生に備えつつ危機事態武力攻撃(事態対処法第二條第八号ハ(1)に規定する危機事態武力攻撃をいう。第九條第一項及び第三項において同じ。)」を加える。

第六條第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

は武力攻撃危機事態を加える。

第九條第一項及び第三項中「武力攻撃」の下に「若しくは危機事態武力攻撃」を加える。

第十條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項、第十五條第一項及び第十七條第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第十八條第一項第一号中「第二條第七号イ(1)若しくは(2)」を「第二條第八号イ(1)若しくは(2)に掲げる措置若しくは同号ハ(1)若しくは(2)」に改める。

第二十一條中「第二十五條第一項」を「第二十二條第一項」に改める。

(武力攻撃事態等における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)

第八條 武力攻撃事態等における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

第一條中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国民の安全の確保に関する法律」に改め、「以下同じ。」の下に「及び武力攻撃危機事態(同条第四号に規定する武力攻撃危機事態をいう。以下同じ。)」を加え、「我が国領海又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的經濟水域を含む。以下同じ。))における」を削る。

第二條第一号中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態又は武力攻撃危機事態」に、「武力攻撃

事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「同じ。」の下に「又は危機事態武力攻撃（同法第二条第八号ハ）に規定する危機事態武力攻撃をいう。次号において同じ。」を加え、同条第二号中「外国軍隊等が所在する我が国を」、武力攻撃事態においては外国軍隊等が所在する我が国に改め、「周辺の」の下に「公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）上の地域を、武力攻撃危機事態においては外国軍隊等が所在する危機事態武力攻撃を受けている外国の軍隊の属する国の領域又は当該国周辺の」を加える。

第四条第一項中「又は我が国周辺の」を、「外国の領海（海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行うことについて当該外国の同意がある場合に限る。）又は」、「第四章」を「同章」に改める。

第十六条中「事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第三十八条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に、「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第五十八条中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正）

第九条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

第一条中「武力攻撃事態」の下に「及び武力攻撃危機事態」を、「より、武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加える。

第二条第一項中「武力攻撃事態」の下に「及び武力攻撃危機事態」を加え、同条第三項中「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加える。

第三条第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「次号」を「以下この条に改め、同条第十八号を第二十号とし、第十一号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第四号ル」を「第六号ル」に改め、同条第十二号とし、同条第九号中「第四号ヌ」を「第六号ヌ」に改め、同条第十一号とし、同条第八号中「第四号リ」を「第六号リ」に改め、同条第十号とし、同条第七号中「第四号ト」を「第六号ト」に改め、同条第九号とし、同条第六号中「第四号ホ」を「第六号ホ」に改め、同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号ハ中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び武力攻撃危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加え、同条二、へ及びチ中「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加え、同条第六号とし、同条第三号中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「武力攻撃」の下

に「又は危機事態武力攻撃」を加え、同条同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 危機事態武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ（一）に規定する危機事態武力攻撃をいう。

四 武力攻撃危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する武力攻撃危機事態をいう。第四条中「事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第十条中「第三条第四号イ」を「第三条第六号イ」に改める。

第十六条第一項中「第三条第四号ロ」を「第三条第六号ロ」に改め、同条第二項中「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加える。

第十八条第三号中「第三条第四号イ」を「第三条第六号イ」に改める。

第四十八条第三号中「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加える。

第八十二条第一項中「武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を、「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

第三百三十七条第一項から第三項までの規定中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同条第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を、「際して、武力攻撃」の下に「又は危機事態武力攻撃」を加える。

第四百四十六條第一項中「第三条第四号ロ」を「第三条第六号ロ」に改める。

第五百五十九條及び第六百六十八條第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加える。

（国家安全保障會議設置法の一部改正）

第十条 国家安全保障會議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「同じ。」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同項第五号中「武力攻撃事態等」の下に「又は武力攻撃危機事態」を加え、同項第七号を次のように改める。

七 國際平和共同対処事態への対処に関する重要事項

第二条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号中「武力攻撃事態等」の下に「武力攻撃危機事態」を、「周辺事態の下に」、國際平和共同対処事態」を加え、「第七号又は第八号」を「第九号又は第十号」に改め、同条同項第十二号とし、同項第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する國際平和協力業務の実施等に関する重要事項

九 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六章に規定する自衛隊の行動に関する重要事項（第四号から前号までに掲げるものを除く。）

第二条第二項中「第四号まで」の下に「及び次の各号」を加え、「第八号まで及び第十号に掲げる事項」を「第十号まで及び第十二号に掲げる事項（次の各号に掲げる事項を除く。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの

イ 国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第三号ナに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更(当該業務の終了に係る変更を含む。)

ロ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十六条第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣

二 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四条の三に規定する保護措置の実施に関するもの

第二条第三項中「武力攻撃事態等」の下に「武力攻撃危機事態」を加え、「第十号」を「第十二号」に改める。

第五条第一項第一号中「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第二号中「第二項第一項第九号」を「第二項第一項第十一号」に改め、同項第三号中「第二項第一項第十号」を「第二項第一項第十二号」に改める。

第九条第二項中「第八号まで」を「第七号まで、第九号、第十号」に、「第十号」を「第十二号」に、「同項第七号及び第八号」を「同項第九号及び第十号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、公布の日から施行する。

2 武力攻撃危機事態(第五条の規定による改正後の武力攻撃事態等及び武力攻撃危機事態における武力攻撃(我が国に対する外部からの武力攻撃を

ける我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(以下「新事態対処法」という。))第二条第四号に規定する武力攻撃危機事態をいう。))における国民の保護のための措置の在り方については、国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、危機事態武力攻撃(新事態対処法第二条第八号ハ(1)に規定する危機事態武力攻撃をいう。))が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにする観点から、この法律の施行の日までに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)の改正その他所要の法制の整備が行われるものとする。

3 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて第一条の規定による改正後の自衛隊法第七十六條第一項の規定に基づいて国会の承認を求めた場合において特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。))を含む情報の提供を受ける国会の組織の在り方については、この法律の施行の日までに、国会が十分な情報及び高度の専門性に基づいて当該承認をするかどうかの判断をすることができるようになる観点から検討が加えられ、その結果に基づき、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の改正その他の必要な措置が講ぜられるものとする。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

理 由

条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃(我が国に対する外部からの武力攻撃を

除く。))が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至つた事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法等の一部を改正する法律案(江田 憲司君外四名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動している外国の軍隊に対する武力攻撃(我が国に対する外部からの武力攻撃を除く。))が発生し、これにより我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至つた事態以下「武力攻撃危機事態」という。))に際して実施する防衛出動その他の対処措置その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 武力攻撃危機事態における防衛出動、在外邦人等の警護及び救出任務の追加、物品又は役務の提供の対象となる合衆国軍隊の活動範囲の拡大、国外犯処罰規定の整備等のため、自衛隊法を改正すること。

2 国際平和協力業務の種類に駆け付け警護の追加、駆け付け警護に従事する自衛官への任務遂行のための武器使用権限の付与、国際平和協力本部長による国際平和協力隊員の安全確保のための配慮義務規定の新設等のため、国際平和協力法を改正すること。

3 対応措置に関する基本計画に定める事項の追加、対応措置を実施する自衛官に付与され

ている自己保存型武器使用権限の拡充等のため、周辺事態安全確保法を改正すること。

4 船舶検査活動等を実施する自衛官に付与されている自己保存型武器使用権限の拡充等のため、船舶検査活動法を改正すること。

5 法律の目的に武力攻撃事態等への対処に加えて武力攻撃危機事態への対処を追加するとともに、防衛出動に係る国会承認を求める際の政府から国会への情報提供規定を新設する等のため、事態対処法を改正すること。

6 武力攻撃危機事態に米軍行動関連措置法、特定公共施設利用法、海上輸送規制法及び捕虜取扱い法を適用させるため、それぞれの法律を改正すること。

7 国家安全保障会議の審議事項として武力攻撃危機事態及び国際平和共同対処事態への対処を追加するなど、同会議の審議事項を整理するため、国家安全保障会議設置法を改正すること。

8 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の否決理由

本案は、武力攻撃危機事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであるが、妥当でないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

平成二十七年七月十五日

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員長 浜田 靖一

衆議院議長 大島 理森殿

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案
右の議案を提出する。
平成二十七年七月八日

提出者

江田 憲司 柿沢 未途

今井 雅人 小沢 鋭仁

丸山 穂高

賛成者

足立 康史外三十四名

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 対応措置等(第四条—第十六条)

第三章 雑則(第十七条—第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、国家の自主的な再建を図る国又はその国民を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従ひ共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同条約第七章に従ひ共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの(以下「国際平和共同対処事態」という。)に際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政府は、国際平和共同対処事態に際し、この法律に基づく人道復興支援活動又は協力支

援活動若しくは搜索救助活動(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、国際社会の平和及び安全の確保に資するものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものである。

3 対応措置は、我が国領域及び現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと思われる次に掲げる地域において実施するものとする。

一 外国の領域(当該対応措置が行われることについて当該外国(国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関)の同意がある場合に限る。)

二 公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)及びその上空

4 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、内閣総理大臣及び防衛大臣に協力するものとする。

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 人道復興支援活動 国際社会の平和及び安全を脅かす事態において、国家の自主的な再建を図る国(以下この条において「自主再建国」という。)の国民に対する人道上の支援又

は当該自主再建国の復興の支援に関し、国際連合加盟国の取組を求める国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合において、当該決議に基づき、人道的精神に基づいて当該事態によって被害を受け若しくは受けるおそれがある当該自主再建国の住民その他の者(次項において「被災民」という。)を救援し若しくは当該事態によって生じた被害を復旧するため、又は当該自主再建国の復興を支援するために我が国が実施する措置(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第三条第三号に規定する国際平和協力業務を除く。)をいう。

二 協力支援活動 諸外国の軍隊等(国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、国際連合の総会又は安全保障理事会の決議(国際連合加盟国が当該事態に対処するための活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認めるものに限る。)が存在する場合において、当該決議に基づき、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第一号に規定する国際連合平和維持活動又は同条第二号に規定する人道的な国際救援活動を行うもの及び周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊を除く。)をいう。以下同じ。)に対する物品及び役務の提供であつて、我が国が実施するものをいう。

三 搜索救助活動 諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、我が国が実施するものをいう。

四 関係行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八條の三に規定する特別の機関

五 人道復興関係国際機関 国際連合難民高等弁務官事務所その他国際連合の総会若しくは安全保障理事会によつて設立された機関若しくは国際連合の専門機関又は我が国が締結した条約その他の国際約束により設立された国際機関であつて人道復興支援活動に関するものとして政令で定める国際機関をいう。

2 人道復興支援活動として実施される業務は、次に掲げるもの(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)とする。

一 医療

二 被災民の帰還の援助、被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布又は被災民の収容施設の設置

三 被災民の生活若しくは自主再建国の復興を支援する上で必要な施設若しくは設備の復旧若しくは整備又は前項第一号に規定する事態によつて汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧

四 行政事務に関する助言又は指導

五 前各号に掲げるもののほか、人道的精神に基づいて被災民を救援し若しくは前項第一号に規定する事態によつて生じた被害を復旧するため、又は自主再建国の復興を支援するた

めに我が国が実施する輸送、保管(備蓄を含む)、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒

3 協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段に規定するものを除く。)は、別表第一に掲げるものとする。

4 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第二に掲げるものとする。

第二章 対応措置等

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 国際平和共同対処事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響

ロ 国際社会の取組の状況

ハ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針

三 人道復興支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該人道復興支援活動に係る基本的事項

ロ 当該人道復興支援活動の種類及び内容

ハ 当該人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

二 当該人道復興支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該人道復興支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 国際連合、人道復興関係国際機関又は国際連合加盟国(第十七条及び第十九条において「国際連合等」という。)に無償又は時価よりも低い対価で譲渡するために関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達する場合には、その実施に係る重要事項

ヘ その他当該人道復興支援活動の実施に関する重要事項

四 前条第三項の協力支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該協力支援活動に係る基本的事項

ロ 当該協力支援活動の種類及び内容

ハ 当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

二 当該協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ 自衛隊がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に無償又は時価よりも低い対価で譲渡する場合には、その実施に係る重要事項

ヘ その他当該協力支援活動の実施に関する重要事項

五 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項

ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第四項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項(当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

二 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第四項後段の協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ホ その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項

六 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項

3 対応措置を外国の領域で実施する場合には、人道復興支援活動にあつては当該外国(第二条第三項第一号に規定する機関がある場合にあつては、当該機関。以下この項において同じ。)及び人道復興関係国際機関と協議し、協力支援活動又は搜索救助活動にあつては当該外国と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

4 第二項及び前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(国会の承認)

第五条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により基本計画(人道復興支援活動のみに係るものにあつては、自衛隊が実施するものが定められ

たものに限る。以下この条において同じ。)の決定があつたときは、当該基本計画に定める対応措置の実施前に、当該基本計画について国会の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

3 内閣総理大臣は、対応措置について、第一項の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続き当該承認に係る基本計画に定める対応措置を行おうとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該基本計画につき、その時までに行つた対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

4 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該基本計画に定める対応措置を終了させなければならない。

5 前二項の規定は、国会の承認を得て基本計画に定める対応措置を継続した後、更に二年を超えて当該対応措置を引き続き行おうとする場合について準用する。

(国会への報告)

第六条 内閣総理大臣は、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。

(本府による人道復興支援活動の実施)

第七条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の人道復興支援活動として実施される業務としての物品の提供(次条第一項に規定する物品の提供を除く。)を実施するものとする。

2 内閣総理大臣は、基本計画に従い、第三条第

二項の人道復興支援活動として実施される業務としての役務の提供(次条第二項に規定する役務の提供を除く。)を実施するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、人道復興支援職員(一般職に属する国家公務員のうち第三条第二項の人道復興支援活動に従事する内閣府本府以下「本府」という。)の職員をいう。以下同じ。)にその実施を命ずるものとする。 3 前二項に定めるもののほか、本府による第三条第二項の人道復興支援活動の実施に関し必要な事項は、政令で定める。 (自衛隊による人道復興支援活動の実施) 第八条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の人道復興支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。	はそこで実施されている活動の中断を命じなければならぬ。 5 第三条第二項の人道復興支援活動のうち公海若しくはその上空又は外国の領域におけるものを実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該人道復興支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するために必要と認める場合には、当該人道復興支援活動の実施を一時休止し又は避難するなどして危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。	の協力支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該協力支援活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 4 前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。 5 前条第五項の規定は、公海若しくはその上空又は外国の領域における協力支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。	参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。 4 第八条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。 5 第八条第五項の規定は、公海若しくはその上空又は外国の領域における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第十条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。 6 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項において準用する第八条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。 7 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第三条第四項後段の協力支援活動について準用する。この場合において、前条第五項において準用する第八条第五項中「前項」とあるのは、「第十条第七項において準用する次条第四項において準用する前項」と読み替えるものとする。 (安全の確保等) 第十一条 内閣総理大臣及び防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、人道復興支援職員及び自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。 (人道復興支援職員の採用) 第十二条 内閣総理大臣は、人道復興支援活動に従事させるため、当該人道復興支援活動に従事することを志望する者のうちから、選考により、任期を定めて人道復興支援職員を採用することができる。 2 内閣総理大臣は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は
2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の人道復興支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 3 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう第三条第二項の人道復興支援活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の人道復興支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又はこの法律若しくは基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又	6 自衛隊の部隊等が第三条第二項の人道復興支援活動として実施する業務には、武器(弾薬を含む。第十七条において同じ。)の提供を含まないものとする。 7 自衛隊の部隊等は、外国の領域において人道復興支援活動を実施するに当たり、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。 8 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、自衛隊による人道復興支援活動の実施のため必要な協力を行うものとする。 9 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く。)について準用する。 (協力支援活動の実施) 第九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第三項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。 2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第三項	(搜索救助活動の実施等) 第十条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。 2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該搜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 3 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘	2 内閣総理大臣は、前項の規定による採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は

民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。

(関係行政機関の職員の派遣)

第十三条 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に對し、基本計画に従い、人道復興支援活動を実施するため必要な技術、能力等を有する職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条第三項各号に掲げる者を除く。)を本府に派遣するよう要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて本府に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として人道復興支援職員に任用されるものとする。

4 前項の規定により従前の官職を保有したまま人道復興支援職員に任用される者は、内閣総理大臣の指揮監督の下に人道復興支援活動に従事する。

(国家公務員法の適用除外)

第十四条 第十二条第一項の規定により採用される人道復興支援職員については、人道復興支援職員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業(以下この条において「営利企業」という。)を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員(以下この条において「役員等」という。)の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。

(関係行政機関の協力)

第十五条 内閣総理大臣及び防衛大臣は、対応措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(武器の使用)

第十六条 次の各号に掲げる活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第五項において同じ。)若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器(第四条第二項第三号二、第四号二又は第五号二の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を使用することができる。

一 第八条第二項の規定による人道復興支援活動としての自衛隊の役務の提供

二 第九条第二項(第十条第七項において準用する場合を含む。)の規定による協力支援活動としての自衛隊の役務の提供

三 第十条第一項の規定による搜索救助活動

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるとまがな

いときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第一項各号に掲げる活動(我が国の領域外におけるものに限り。)の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

第三章 雑則

(物品の譲渡及び無償貸付け)

第十七条 内閣総理大臣及び防衛大臣又はそれらの委任を受けた者は、人道復興支援活動又は協力支援活動の実施に当たつて、本府又は自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、国際連合等又は諸外国の軍隊等からこれらの活動(以下「国際共同活動」という。)の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該国際共同活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該国際連合等又は諸外国の軍隊等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。

(国以外の者による協力等)

第十八条 内閣総理大臣及び防衛大臣は、前章の

規定による措置のみによつては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を依頼することができる。

2 政府は、前項の規定により協力を依頼された国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(請求権の放棄)

第十九条 政府は、自衛隊が対応措置を実施するに際して、国際連合等又は諸外国の軍隊等の属する外国から、当該国際連合等若しくは当該諸外国の軍隊等の行う国際共同活動又は対応措置に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、これに応じることが相互の連携を確保しながらそれぞれ活動を円滑に実施する上で必要と認めるときは、当該国際共同活動に起因する損害についての当該国際連合等又は当該外国及びこれらの要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

(政令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

(関係法律の整理等)

2 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

別表第一(第三条関係)

種 類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
建設	建築物の建設、建設機械及び建設資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。 三 物品の輸送には、外国の領域における武器(弾薬を含む。)の陸上輸送を含まないものとする。

別表第二(第三条関係)

種 類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	一 物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供を含まないものとする。 二 物品及び役務の提供には、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。 三 物品の輸送には、外国の領域における武器(弾薬を含む。)の陸上輸送を含まないものとする。

理 由

國際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、国家の自主的な再建を図る国又はその国民を支援するために國際社会が國際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために國際社会が同条約第七章に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が國際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、國際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

國際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(江田憲司君外四名提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本案は、國際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、国家の自主的な再建を図る国又はその国民を支援するために國際社会が國際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために國際社会が同条約第七章に従い共同して対処する活動を行う、かつ、我が国が國際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、國際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

らに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの(以下「國際平和共同対処事態」という。)に際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、國際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 政府は、國際平和共同対処事態に際し、人道復興支援活動又は協力支援活動若しくは搜索救助活動(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、國際社会の平和及び安全の確保に資するものとする。

2 人道復興支援活動については、國際社会の平和及び安全を脅かす事態において國際連合加盟国の取組を求める國際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合に限り実施し、協力支援活動及び搜索救助活動については、國際連合加盟国の軍隊等が当該事態に対処するために活動する旨を決定する等の國際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合に限り実施するものとする。

3 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものであつてはならないこと。

4 対応措置は、我が国領域及び現に戦闘行為

が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる外国の領域(当該外国の同意がある場合に限る)並びに公海及びその上空において実施するものとする。

5 内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求め、対応措置の実施前に、当該基本計画について国会の承認を得なければならないものとする。

6 対応措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるものとし、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないものとする。

7 この法律は、自衛隊法等の一部を改正する法律(衆法第二五号)の施行の日から施行するものとする。

二 議案の否決理由

本案は、国際平和共同対処事態に際し、人道復興支援活動又は協力支援活動を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであるが、妥当でないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

平成二十七年七月十五日

我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員長 浜田 靖一

衆議院議長 大島 理森殿

平成二十七年七月十六日 衆議院会議録第三十九号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び同報告書

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律

(自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第九十四条の六第三号」を「第九十四条の七第三号」に改める。

第三条第一項中「直接侵略及び間接侵略に対し」を削り、同条第二項第一号中「我が国周辺の地域における」を削る。

第二十二條第二項中「原子力災害派遣の下に」を「第八十四条の三第一項の規定による保護措置を加える」。

第二十九條の二第二項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第七十六條第一項中「我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた」を「次に掲げるに、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同項に次の各号を加える。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

第七十七條の二中「第七十六條第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)」を加える。

第七十七條の三中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第七十七條の四第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第八十條第一項中「第七十六條第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第八十四條の四の見出しを「(後方支援活動等)」に改め、同条第一項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)又は周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)の定めるところにより、後方地域支援としての物品の提供」を「次の各号に掲げる法律の定めるところにより、それぞれ、当該各号に定める活動」に改め、同項に次の各号を加える。

一 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号) 後方支援活動としての物品の提供

二 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号) 後方支援活動又は協力支援活動としての物品の提供

三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号) 大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する物品の提供

四 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第 号) 協力支援活動としての物品の提供

第八十四條の四第二項第一号中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「後方地域捜索救助活動」を「捜索救助活動」に改め、同項第二号中「周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律」を「重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律」に、「後方地域支援」を「後方支援活動又は協力支援活動」に改め、同項第四号中「平成四年法律第七十九号」を削り、「及び委託」を「委託」に改め、「輸送」の下に「及び大規模な災害に対処するアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊に対する役務の提供」を加え、同項に次の一号を加える。

五 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 部隊等による協力支援活動としての役務の提供及び部隊等による捜索救助活動

第八十四條の四を第八十四條の五とする。

第八十四條の三第三項中「第九十四條の五」を

協力支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官 自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者若しくは自己と共にその宿営する宿営地（国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊

等に対する協力支援活動等に関する法律第十一條第五項に規定する宿营地をいう。）に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

第九十四條の六を第九十四條の七とする。
第九十四條の五中「第八十四條の三第一項」を「第八十四條の四第一項」に改め、同条を第九十四條の六とし、第九十四條の四の次に次の一条を加える。

（在外邦人等の保護措置の際の権限）

第九十四條の五 第八十四條の三第一項の規定により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、同項第一号及び第二号のいずれにも該当する場合であつて、その職務を行うに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体を防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるときは、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 第八十九條第二項の規定は、前項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

3 第二項に規定する自衛官は、第八十四條の三第一項第一号に該当しない場合であつても、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

平成二十七年七月十六日 衆議院會議録第三十九号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び同報告書

度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

第九十五條の見出し中「武器等」を「自衛隊の武器等」に改め、同条中「又は液体燃料」の下に「（以下「武器等」という。）」を加え、「武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料」を「武器等」に改める。

第九十五條の二中「武器、弾薬、火薬、船舶、航空機、車両、有線電気通信設備、無線設備若しくは液体燃料」を「武器等」に改め、同条を第九十五條の三とし、第九十五條の次に次の一条を加える。

（合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用）

第九十五條の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六條又は第三十七條に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

第百條の六第一項第一号を次のように改める。

一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三條第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二條第六号に規定する特定合衆国軍隊、同条第七号に規定する外国軍隊に該当する合衆国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三條第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。）

第百條の六第一項第五号を同項第十号とし、同項第四号中「第八十四條の四第二項第三号」を「第八十四條の五第二項第三号」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百條の六第一項第三号中「規定する」の下に「外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四條の四第一項に規定する」を、「所在して」の下に「当該保護措置又は」を加え、同号を同項第七号とし、同項第二号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 自衛隊の部隊が第八十四條の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百條の六第一項第一号の次に次の三号を加える。

二 部隊等が第八十一條の二第二項第二号に掲げる施設及び区域に係る同項の警護を行う場合において、当該部隊等と共に当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊

三 自衛隊の部隊が第八十二條の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

四 自衛隊の部隊が第八十二條の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

第百條の六第一項に次の一号を加える。

十一 第一号から第九号までに掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合衆国軍隊

第百條の六第三項第一号中「及び第五号」を「第十号及び第十一号」に改め、同項第二号中「第四号」を「第九号」に改め、同条第四項中「（弾薬を含む。）」を削る。

第百條の八第一項第一号中「参加するオーストラリア軍隊」の下に「（重要影響事態に際して

平成二十七年七月十六日 衆議院會議録第三十九号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三八

我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三十一条第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するオーストラリア軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二十七条に規定する外国軍隊に該当するオーストラリア軍隊及び国際平和と共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍隊を除く。第三号から第六号までにおいて同じ。」を加え、同項第三号中「規定する」の下に「外国における緊急事態に際して同項の保護措置としての輸送を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する」を加え、「当該輸送」を「これらの輸送に改め、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十四条の五第二項第三号」に改める。

第三百三条第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。」を加え、「基」を「基づき」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第三百三条の二第四項及び第四百四条第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第三百十五條の二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第三百十五條の四中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加え、「武力攻撃事態等における捕虜等の取扱いに関する法律第三十六条」に改める。

第三百十五條の五第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を、「出動待機命令」の下に「第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。」を加え、同条第二項中「第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書」を削り、「薬局開設者等」との下に「同法第四十六条第二項及び第四十九条第一項ただし書の規定の適用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等と」を加える。

第三百十五條の六第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第三百十五條の七中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第三百十五條の八第一項、第三百十五條の九及び第三百十五條の十第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第三百十五條の十一第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。」を加える。

第三百十五條の十二中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第三百十五條の十三第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。」を加える。

第三百十五條の十四第一項、第三百十五條の十五

第一項、第三百十五條の十六第一項、第三百十五條の十七第一項、第三百十五條の十八、第三百十五條の十九及び第三百十五條の二十一第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第三百十五條の二十二第三項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第三百十五條の二十三第一項及び第三百十五條の二十四第一項中「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える。

第三百二十二條の次に次の一条を加える。
第三百二十二條の二 第三百十九條第一項第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

第三百十九條第二項の罪（同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。）及び前条第二項の罪は、刑法第二条の例に従う。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第二条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 国際平和協力業務（第六条、第二十四条）」を

「第三章 国際平和協力業務等
第一節 国際平和協力業務
第二節 自衛官の国際連合

（第六条、第二十六条）に、「第二

への派遣（第二十七条、第二十九条）」

第十五條を「第三十条」に、「第二十六条・第二十七條を「第三十一条、第三十四条」に改める。

第一条及び第二条第一項中「国際連合平和維持活動」の下に「国際連合平和と安全活動」を加える。

第三条第一号中「確保の下に」を「紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護を」、「設立」の下に「及び再建」を加え、「ため」を「ことを目的として」に改め、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）」を削り、「いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される」を「実施されるものうち、次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該国において国際連合の総会又は安全保障理事会が行う決議に従って施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

動

ハ 武力紛争がいまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

第三条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号ハを同号ニとし、同号ロ中「別表第二」を「別表第四」に、「第二号に規定する」を「第三号に規定する決議若しくは要請又は」に、「第二十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 国際連携平和安全活動

第三条第四号を同条第六号とし、同条第三号中「次に掲げるもの」の下に、「国際連携平和安全活動のために実施される業務で次に掲げるもの」を加え、「又からしめ」を「又からしめ」まで、「ナ及び」に、「及び国際的な選挙監視活動」を「並びに国際的な選挙監視活動」に、「ト及び」を「チ及び」に改め、同号ハ中「部品」の下に「及び弾薬」を加え、同号レ中「タ」を「チ」に改め、同号レを同号ナとし、同号タ中「ヨ」を「ソ」に、「又は機械器具」を「機械器具」に改め、「修理」の下に「又は補給(武器の提供を行う補給を除く。)」を加え、同号タを同号ツとし、その次に次のように加える。

ネ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織

において行うイからツまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整又は情報の収集整理

第三条第三号中ヨをソとし、又からしめまでをワからしめまでとし、同号リ中「チ」を「リ及び」

に、「行政事務」を「立法、行政(ヲに規定する組織に係るものを除く。）」又は司法に関する事務」に改め、同号リを同号ルとし、その次に次のように加える。

ヲ 国の防衛に関する組織その他のイから

トまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

(1) イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導

(2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

第三条第三号チを同号リとし、その次に次のように加える。

又 矯正行政事務に関する助言若しくは指導又は矯正行政事務の監視

第三条第三号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護

第三条第三号に次のように加える。

ラ ヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者以下このラ及び第二十六条第二項において「活動関係者」という。の生命又は身体に對する不測の侵害又は危険が生じ、又は

生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に對應して行う当該活動関係者の生命及び身体保護

第三条第三号を同条第五号とし、同条第二号

の二中「別表第二」を「別表第三」に、「における」を「において」に、「による」を「により」に、「の設立を目的とする」を「を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる」に改め、「実施される活動の下に」及び「国際連携平和安全活動として実施される活動」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第一」を「別表第二」に、「第四号」を「第六号」に改め、「実施される活動」の下に「及び国際連携平和安全活動として実施される活動」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国際連携平和安全活動 国際連合の総

会、安全保障理事会若しくは経済社会理事會が行う決議、別表第一に掲げる国際機関が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請(国際連合憲章第七章に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る。に基き、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に對処して國際の平和及び安全を維持することを目的として行われる活動であつて、二以上の国の連携により実施されるものうち、次に掲げるもの(國際連合平和維持活動として実施される活動を除く。))をいう。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持すると

該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ロ 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がいまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

第三章の章名を次のように改める。

第三章 國際平和協力業務等

第三章中第六条の前に次の節名を付する。

第一節 國際平和協力業務

第六条第一項中「あるとき」の下に「(國際連合平和維持活動又は國際連携平和安全活動のために実施する國際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イからハまで又は第二号イからハまでに規定する同意及び第一号又は第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な國際救援活動のために実施する國際平和協力業務であつて同条第五号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第三号に規定する同意及び第三号に掲げる同意が当該活動

動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。」を加え、同項第一号中「同意」の下に「第三条第一号口又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(同号ハに該当する活動にあつては、当該地域において当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。)」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務については、紛争当事者及び当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(第三条第二号口又はハに該当する活動にあつては、当該活動が行われる地域の属する国の当該業務の実施に支障となる明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。)

第六条第二項第二号中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第四項中「第二号の二」を「第四号」に、「この章を」この節」に改め、同条第五項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第五号リ若しくはルに掲げる業務海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第五条に規定する事務に係るものに限る。」、同号ワからツまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「海上保安庁法(昭和二十三年法律第二

十八号」を「同法」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第六項中「第三条第三号イからハまで」を「第三条第五号イからトまで」に、「同号ヌからタまで」を「同号フからネまで」に、「又はこれらの」を、「これらの」に、「同号レ」を「同号ナ」に改め、「定める業務」の下に「又は同号ラに掲げる業務」を加え、同条第七項中「行う」の下に「国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施される」を加え、「第三条第三号イからハまで」を「第三条第五号イからトまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「参加する」を「参加し、又は他国と連携して国際連携平和安全活動を実施する」に、「本条第一項第一号及び第十三項第一号」を「及び第二号、本条第一項(第三号及び第四号を除く。及び第十三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に係る部分に限る。)」に、「並びに第二十四条」を「及び第七号、第二十五条並びに第二十六条」に改め、「につき」の下に「実施計画を添えて」を加え、同条第十項中「につき」の下に「実施計画を添えて」を加え、同条第十三項各号列記以外の部分を次のように改める。

内閣総理大臣は、実施計画の変更(第一号から第八号までに掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了及び第九号から第十一号までに掲げる場合に行うべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。次項において同じ。)をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

第六条第十三項第一号中「国際連合平和維持活動」の下に「(第三条第一号イに該当するものに限る。)」を加え、「第三条第一号」を「同号イ」に、「規定する同意」を「掲げる同意」に改め、同

項第三号中「第三条第二号の二」を「第三条第四号」に、「第一項第三号に規定する」を「第一項第四号に掲げる」に改め、同号を同項第八号とし、同項第二号中「第三条第二号」を「第三条第三号」に、「第一項第二号に規定する」を「第一項第三号に掲げる」に改め、同号を同項第七号とし、同項第一号の次に次の五号を加える。

二 国際連合平和維持活動(第三条第一号口に該当するものに限る。のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

三 国際連合平和維持活動(第三条第一号ハに該当するものに限る。のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第一号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となつた場合

四 国際連携平和安全活動(第三条第二号イに該当するものに限る。のために実施する国際平和協力業務については、同号イに規定する同意若しくは同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合又は当該活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

五 国際連携平和安全活動(第三条第二号ロに該当するものに限る。のために実施する国際平和協力業務については、同号ロに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる

同意が存在しなくなったと認められる場合又は紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在すると認められる場合

六 国際連携平和安全活動(第三条第二号ハに該当するものに限る。のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなったと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなったと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となつた場合

第六条第十三項に次の三号を加える。

九 国際連合平和維持活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第一号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第一号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十 国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第二号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

十一 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号に掲げるものについては、同条第三号に規定する場合におけるその遵守の状況その他の事情を勘案して、同号に規定する同意若しくは第一項第三号に掲げる同意又は当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合における紛争当事者の当該活動若しくは当該業務が行われることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

第六条に次の一項を加える。
14 外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適當であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めるよう要請することができ

る。
第八条第一項中「並びに第六号及び第七号」を「及び第六号から第九号まで」に改め、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第六条第十三項各号」を「第六条第十三項第一号から第八号まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

七 第六条第十三項第九号から第十一号までに掲げる場合において第三条第五号に掲げる業務若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ナに掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中断に関する事項

八 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

第八条第二項中「前項第六号」の下に「及び第七号」を加える。

第二十七条を第三十四条とする。
第二十六条第一項中「第三章」を「第三章第一節」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(請求権の放棄)

第三十二条 政府は、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動又は国際的な選挙監視活動に参加するに際して、国際連合若しくは別表第一から別表第三までに掲げる国際機関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国(以下この条において「活動参加国等」という。)から、これらの活動に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、我が国がこれらの活動に参加する上でこれに応じることが必要と認めるときは、これらの活動に起因する損害についての活動参加国等及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

(大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物品又は役務の提供)

第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委託に基づき輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行うアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊(以下この条において「合衆国軍隊等」という。)から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしている大規模な災害に係る救助活動、医療活動(防疫活動を含む。)その他の災害応急対策及び災害復旧のための活動

二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送
2 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)とする。

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。
第二十五条の見出しを削り、同条第一項及び第三項中「国際連合平和維持活動」の下に、「国際連携平和安全活動」を加え、第四章中同条を第三十条とする。

第二十四条の見出しを削り、同条第一項中「防衛する」を「防護する」に改め、同条第二項中「防衛する」を「防護する」に、「第二十二條」を

「第二十三條」に改め、同条第三項中「防衛する」を「防護する」に改め、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、「第三項」の下に、「第七項」を加え、「及び第三項」を「の規定及びこの項において準用する第三項(第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「から第三項まで」を「及び第二項の規定並びにこの項において準用する第三項(第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「準用する。」を「それぞれ準用する。」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地(宿営のために使用する区域であつて、困難が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。)であつて当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつたときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第三項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第五項までの規定の適用については、第三項中「現場に所在する他の自衛隊員、隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」とあるのは「その宿営する宿营地(第七項に規定する宿营地をいう。次項及び第五項において同じ。)」に所在する者と、「その事態」とあるのは「第七項に規定する外国の軍隊の部隊の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態と、第

四項及び第五項中「現場」とあるのは「宿营地」とする。

第三章第二十四条を第二十五条とし、同条の前面に見出しとして「(武器の使用)」を付し、同条の次に次の一条及び一節を加える。

第二十六条 前条第三項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相対的理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

2 前条第三項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定に

該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

4 自衛隊法第八十九条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

第二節 自衛官の国際連合への派遣

(自衛官の派遣)

第二十七条 防衛大臣は、国際連合の要請に応じ、国際連合の業務であつて、国際連合平和維持活動に参加する自衛隊の部隊等又は外国の軍隊の部隊により実施される業務の統括に關するものに従事させるため、内閣総理大臣の同意を得て、自衛官を派遣することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により派遣される自衛官が従事することとなる業務に係る国際連合平和維持活動が行われることについての第三条第一号イからハまでに規定する同意が当該派遣の期間を通じて安定的に維持されると認められ、かつ、当該派遣を中断する事情が生ずる見込みがないと認められる場合に限り、当該派遣について同項の同意をするものとする。

3 防衛大臣は、第一項の規定により自衛官を派遣する場合には、当該自衛官の同意を得なければならぬ。

(身分及び処遇)

第二十八条 前条第一項の規定により派遣された自衛官の身分及び処遇については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第三条から第十四条までの規定を準用する。

(小型武器の無償貸付け)

第二十九条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、第二十七条第一項の規定により派遣され

た自衛官の活動の用に供するため、国際連合から小型武器の無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、当該申出に係る小型武器を国際連合に対し無償で貸し付けることができる。

第二十三条第一項中「国際平和協力業務」の下に「第三条第五号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務を除く。」を加え、同条を第二十四条とする。

第二十二条の前面に見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前面に見出しとして「(小型武器の保有及び貸与)」を付する。

第二十一条を第二十二条とする。

第二十条第一項中「第三条第三号ル」を「第三条第五号力」に、「同号ヌからヨまで」を「同号ワからソまで」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とする。

第十四条中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

第十二条の前面に見出しを削り、同条第一項中「国際平和協力業務」の下に「第三条第五号ラに掲げる業務を除く。」を加え、同項ただし書中「第三条第三号イからハまでに掲げる業務及び」を「第三条第五号イからハまで及びホからトまでに掲げる業務並びに」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「自衛隊員以外の者」を「自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできず、同号チに掲げる業務及びこれに類するものとして同号ナの政令で定める業務に係る国際平和協力業務に

ついては自衛隊員に改め、同条第八項中「第十六条」を「第十七条」に改め、同条を第十三条とし、同条の前面に見出しとして「(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)」を付する。

第十一条第一項中「第三条第三号トからタまで」を「第三条第五号二若しくはチからネまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の見出し中「協力隊の」を削り、同条中「協力隊の」及び「(以下「隊員」という。)」を削り、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

(隊員の安全の確保等)

第十条 本部長は、国際平和協力業務の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、協力隊の隊員(以下「隊員」という。)の安全の確保に配慮しなければならぬ。

別表第三第一号中リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。

チ 国際連合人間居住計画

別表第三第一号ホの次に次のように加える。

ヘ 国際連合人口基金

別表第三を別表第四とする。

別表第二中「第三条関係」を「第三条、第三十二条関係」に改め、同表を別表第三とする。

別表第一中「第三条関係」を「第三条、第三十二条関係」に改め、同表第二号中リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをトとし、その次に次のように加える。

チ 国際連合人間居住計画

別表第一第二号ホの次に次のように加える。

ヘ 国際連合人口基金

別表第一を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

第六条の見出し並びに同条第一項及び第二項

中「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条第三項中「当該後方地域支援」を「実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方支援活動」に改め、同条第四項中「がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた」を「において、自衛隊の部隊等が第三條第二項の後方支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該後方支援活動についての第二條第四項の同意が存在しなくなつたと認める」に改め、同条第五項中「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「公海又はその上空における輸送を我が国の領域外におけるもの」に、「当該輸送を当該後方支援活動」に、「の近傍」を「又はその近傍」に改める。

第七条の見出し及び同条第一項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改め、同条第二項中「当該後方地域搜索救助活動」を「実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該搜索救助活動」に改め、同条第三項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「実施区域」を「実施区域」に改め、「同条第五項の規定は後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について」を削り、同項を同条第四項とし、同条第七項中「後方地域搜索救助活動」を「搜索救助活動」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の二

項を加える。

5 前条第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替へるものとする。

6 前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができ

る。

第十一條第一項中「第七條第七項」を「第七條第八項」に改め、「含む」の下に「第五項及び第六項において同じ」を加え、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、「実施を」の下に「命ぜられ、又は第七條第一項の規定により搜索救助活動の実施を」を加え、「その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた」に改め、「武器」の下に「（自衛隊が外国の領域で当該後方支援活動又は当該搜索救助活動を実施している場合については、第四條第二項第三号又は第四號二の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるい

とまがないときは、この限りでない。

第十一條第三項中「前二項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次の一項を加える。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

第十一條に次の二項を加える。

5 第六條第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七條第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であつて、罫障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて合衆国軍隊等の要員が共に宿営するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要

員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者」とあるのはその宿営する宿营地（第五項に規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する合衆国軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二條第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

6 自衛隊法第九十六條第三項の規定は、第六條第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七條第一項の規定により搜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

別表第一基地業務の項の次に次のように加える。

宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

別表第一の備考を次のように改める。
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

別表第二の備考を次のように改める。
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

(周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正)

第四条 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

第一条中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律)」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に、「規定する周辺事態」を「規定する重要影響事態をいう。以下同じ。」又は国際平和共同対処事態(国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成二十七年法律第 号。以下「国際平和協力支援活動法」という。))第一条に規定する国際平和共同対処事態をいう。以下同じ。に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法及び国際平和協力支援活動法」に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」という。))の効果的な運用に寄与し、我が国を「我が国及び国際社会」に改める。

第二条中「周辺事態」を「重要影響事態又は国際平和共同対処事態」に改め、「我が国領海又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。))において」を削る。

我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。))において」を削る。

第三条中「船舶検査活動」を「重要影響事態における船舶検査活動」に、「日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行っているアメリカ合衆国の軍隊を、合衆国軍隊等、重要影響事態安全確保法第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等をいう。に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に、「周辺事態安全確保法第三条第一項第一号を「同項第二号」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国際平和共同対処事態における船舶検査活動は、自衛隊の部隊等が実施するものとする。この場合において、国際平和共同対処事態における船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等(国際平和協力支援活動法第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等をいう。))の部隊に対して協力支援活動(同項第二号に規定する協力支援活動をいう。以下同じ。))として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、国際平和協力支援活動法別表第二に掲げるものとする。

第四条の見出し中「周辺事態安全確保法に規定する」を削り、同条中「船舶検査活動の実施に際して」を「重要影響事態における船舶検査活動の実施に際して」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に改め、「(以下「基本計画」という。))を削り、同条第二号中「構成」の下に「並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国

の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間」を加え、同条第五号中「前条後段」を「前条第一項後段」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を国際平和協力支援活動法第四条第一項に規定する基本計画に定めるものとする。

一 当該船舶検査活動に係る基本的事項

二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間

三 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

四 第二条に規定する規制措置の対象物品の範囲

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項(当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。)

六 その他当該船舶検査活動の実施に関する重要事項

3 船舶検査活動又は重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動若しくは国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う同条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国(重要影響事態安全確保法第二条第四項又は国際平和協力支援活動法第二条第四項に規定する機関がある場合にあっては、当該機関)と協議して、実施する

区域の範囲を定めるものとする。

第五条第一項中「基本計画」を「前条第一項又は第二項の基本計画(第五項において単に「基本計画」という。))に改め、同条第二項中「実施要項において」の下に「実施される必要のある船舶検査活動の具体的な内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が船舶検査活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認められる場合又は重要影響事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての重要影響事態安全確保法第二条第四項の同意若しくは国際平和共同対処事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての国際平和協力支援活動法第二条第四項の同意が存在しなくなつたと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

第五条第六項中「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に、「船舶検査活動」を「重要影響事態における船舶検査活動」に、「第三項後段の後方地域支援について」を「第三項第一項後段の後方支援活動について、国際平和協力支援活動法第七条の規定は国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三項第二項後段の協力支援活動について、それぞれ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項において準用する周辺事態安全確保法第六条第四項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施

施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

第六条第一項中「命ぜられた」を「命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六條第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力活動法第七條第二項の規定により国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた」に、「当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する」を「自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二條第五項に規定する隊員をいう。第五項において同じ。)若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つたに改め、「武器の下に(自衛隊が外国の領域で当該船舶検査活動又は当該後方支援活動若しくは当該協力支援活動を実施している場合)については、第四條第一項第二号又は第二項第二号の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるい

とまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

第六条に次の一項を加える。

5 自衛隊法第九十六條第三項の規定は、前条第一項の規定により船舶検査活動(我が国の領域外におけるものに限る。)の実施を命ぜられ、又は同条第七項において準用する重要影響事態安全確保法第六條第二項の規定により重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第一項後段の後方支援活動としての自衛隊の役務の提供(我が国の領域外におけるものに限る。)の実施を命ぜられ、若しくは前条第七項において準用する国際平和協力支援活動法第七條第二項の規定により国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第三條第二項後段の協力支援活動としての自衛隊の役務の提供(我が国の領域外におけるものに限る。)の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の一部改正)

第五條 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

目次中「武力攻撃事態等への対処の」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処の」に、「第三章 武力攻撃事態等への対処に関する法」を「第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への制の整備(第二十一條 第二十三條 第二十四條 第二十七條)」を「第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための措置(第二十一條 第二十四條)」に改める。

第一條中「同じ。」及び「により、武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「併せて武力攻撃事態等への対処に必要となる法制の整備に関する事項を定め」を削る。

第二條中「この法律」の下に「第一号に掲げる用語にあつては、第四号及び第八号ハ(1)を除く。」を加え、同条第七号イ(2)中「及びアメリカ合衆国」を「アメリカ合衆国」に改め、「必要な行動」の下に「及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動」を加え、同号に次のように加える。

ハ 存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施する次に掲げる措置

(1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であつて、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの(以下「存立危機武力攻撃」という。)を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及び外国の

軍隊が実施する自衛隊と協力して存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

二 存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために存立危機事態の推移に応じて実施する公共的な施設の保安の確保、生活関連物資等の安定供給その他の措置

第二條中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。

第三條の見出し及び同条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、同条第六項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「協力しつ」を「協力するほか、関係する外国との協力を緊密にしつ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「において」を「及び存立危機事態においては」に、「これ」を「存立危機事態並びにこれら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要なと判断される限度においてなされなければならない。

第四十条中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこれらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

第八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「指定公共機関が」の下に「武力攻撃事態等において」を加える。

第二章の章名中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第二項第一号を次のように改める。

一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項
イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該認定の前提となつた事実

ロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場合にあつては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であると認められる理由

第九条第二項第二号中「武力攻撃事態等」の下

に「又は存立危機事態」を加え、同条第三項中「においては」を「又は存立危機事態においては」に改め、同条第五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改め、同条第六号中「武力攻撃事態等における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、同条第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第五項第五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改め、我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第十条第一項中「武力攻撃事態等対策本部を」
「事態対策本部」に改める。
第十一条第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改め、同条第三項中「武力攻撃事態等対策副本部長」を「事態対策副本部長」に、「武力攻撃事態等対策本部員」を「事態対策本部員」に改める。
第十三条第一項中「第二条第四号ロ」を「第二条第五号ロ」に改める。
第十八条中、「国際連合憲章第五十一条及び日米安保条約第五條第二項の規定に従つて」を削り、「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を、「について」の下に、「国際連合憲章第五十一条（武力攻撃の排除に当たつて我が国が講じた措置にあつては、同条及び日米安保条約第五條第二項）の規定に従つて」を加える。

第三章を削る。

第二十四条第一項中「第二十七条を」
「第二十四条に改め、武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、第四章中同条を第二十一条とし、第二十五条を第二十二條とし、第二十六條を第二十三條とする。
第二十七條中「及び第六項」を、「第四項及び第七項」に、「第四條中」を「第四條第一項中」に改め、同条を第二十四條とする。
第四章を第三章とする。

（武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の一部改正）
第六条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
我が国が実施する措置に関する法律
第一条中「において」を「において」に、「その他の当該行動を」を「武力攻撃事態等又は存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他のこれらの行動」に改める。

第二条第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同条第五号中「武力攻撃事態等において、合衆国軍隊の行動（前号に規定する行動（武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等）にあつては、

日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動）をいう。以下同じ。）が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する」を「次に掲げる」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に改め、同号に次のように加える。

イ 武力攻撃事態等において、特定合衆国軍隊の行動（第六号に規定する行動（武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等）にあつては、日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動）をいう。以下同じ。）が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の特定合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置
ロ 武力攻撃事態等又は存立危機事態において、外国軍隊の行動（前号に規定する行動（武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等）にあつては、自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動）をいう。以下同じ。）が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の外国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置

第二条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「合衆国軍隊を」特定合衆国軍隊」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
七 外国軍隊 武力攻撃事態等又は存立危機事態において、自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している外国の軍隊（特定合衆国軍隊を除く。）をいう。

第二条第三号の次に次の二号を加える。

四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。

五 存立危機武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。

第三条中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加える。

第四条中「武力攻撃」の下に「及び存立危機武力攻撃」を加える。

第五条中「から」の下に「武力攻撃事態等において」を加える。

第六条の見出し中「合衆国政府を」合衆国政府等に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等又は存立危機事態の状況の認識及び武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関し、関係する外国政府と緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

第七条中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動又は外国軍隊の行動(以下「特定合衆国軍隊等の行動」という。)」に、「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊等の行動」に改める。

第八条中「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊等の行動」に、「第二条第七号」を「第二条第八号」に改める。

第九条(見出しを含む)中「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改める。

第十三条第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第十四条第一項中「合衆国軍隊の次の」を「特定合衆国軍隊の次の」に改め、同項第一号中「合

衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動」に改め、同項第二号中「合衆国軍隊車両」を「特定合衆国軍隊車両」に、「合衆国軍隊の使用」を「特定合衆国軍隊の使用」に、「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動」に改める。

第十五条第一項中「合衆国軍隊の用」を「特定合衆国軍隊の用」に改め、同条第二項及び第三項中「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動」に改める。

(武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律の一部改正)

第七条 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「同条第四号、同条第六号」を「同条第五号、同条第七号」に改め、同条第二項中「第二条第七号イ(1)」を「第二条第八号イ(1)」に改め、「行動」の下に「及び外国軍隊(武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)第二条第七号に規定する外国軍隊をいう。)が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行動」を加える。

第十八条第一項第一号中「第二条第七号イ(1)」を「第二条第八号イ(1)」に改める。

第二十一条中「第二十五条第一項」を「第二十二

条第一項」に改める。

(武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)

第八条 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

法律

第一条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「いう。以下同じ。」の下に「及び存立危機事態(同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。)」を加え、「我が国領海又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)」における「を削る。

第二条第一号中「武力攻撃事態」を「武力攻撃事態又は存立危機事態」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「同じ。」の下に「又は存立危機武力攻撃(同法第二条第八号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。次号において同じ。)」を加え、同条第二号中「外国軍隊等が所在する我が国を、武力攻撃事態においては外国軍隊等が所在する我が国に改め、(周辺の)の下に「公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)」上の地域を、存立危機事態においては外国軍隊等が所在する存

立危機武力攻撃を受けている外国の領域又は当該外国周辺の」を加える。

第四条第一項中「又は我が国周辺の」を「外国の領海海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行うことについて当該外国の同意がある場合に限る。又は」に、「第四章」を「同章」に改める。

第十六条中「事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第三十八条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に、「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第五十八条中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

(武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律の一部改正)

第九条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

第一条中「武力攻撃事態」の下に「及び存立危機事態」を、「より、武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第二条第一項中「武力攻撃事態」の下に「及び存立危機事態」を加え、同条第三項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第三条第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「次号」

を「以下この条に改め、同条第十八号を第二十号とし、第十一号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第四号」を「第六号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号二、へ及びチ中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号中「武力攻撃事態の下に」又は存立危機事態を、「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 存立危機武力攻撃 事態対処法第二条第八号(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。

四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。

第四号中「事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第十号中「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第十六条第一項中「第三条第四号」を「第三条第六号」に改め、同条第二項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第十八条第三号中「第三条第四号」を「第三

条第六号」に改める。

第四十八条第三号中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第八十二条第一項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を、「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第三百三十七条第一項から第三項までの規定中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を、「際して、武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第三百三十九条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第四百四十条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第三項中「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第四百四十一条の見出しを「武力攻撃事態又は存立危機事態の終了後の送還」に改める。

第四百四十六条第一項中「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第五百五十九条及び第六百六十八条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第七百七十一条第一項中「規定は」の下に「武力攻撃事態に際して」を加える。

(国家安全保障会議設置法の一部改正)

第十条 国家安全保障会議設置法(昭和六十一年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「同じ。」の下に「又は存立危機事態」を加え、同項第五号中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同項第六号中「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 国際平和と共同対処事態への対処に関する重要事項

第二条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号中「周辺事態」を「存立危機事態、重要影響事態、国際平和と共同対処事態」に、「第七号又は第八号」を「第九号又は第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する国際平和協力業務の実施等に関する重要事項

九 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第六章に規定する自衛隊の行動に関する重要事項(第四号から前号までに掲げるものを除く。)

第二条第二項中「第四号まで」の下に「及び次の各号」を加え、「第八号まで及び第十号に掲げる事項」を「第十号まで及び第十二号に掲げる事項(次の各号に掲げる事項を除く。)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの

イ 国際連合平和維持活動又は国際連合平和と安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更(当該業務の終了に係る変更を含む。)

ロ 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和

和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更(当該業務の終了に係る変更を含む。)

ハ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣

二 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四条の三に規定する保護措置の実施に関するもの

第二条第三項中「周辺事態」を「存立危機事態、重要影響事態」に、「第十号」を「第十二号」に改める。

第五条第一項第一号中「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第二号中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十一号」に改め、同項第三号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十二号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調整規定)

第二条 この法律の施行の日(附則第十条において「施行日」という。)が刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日である場合には、同法附則第十二条(見出しを含む。)中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上

(道路交通法の一部改正)

第三條 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百一十四条の五第一項中、「武力攻撃事態等」におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を、「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第六号」に、「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改める。

(國際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正)

第四条 國際機關等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「以下」の下に「この号において」を、「確保」の下に「紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」を、「設立」の下に「及び再建」を加え、「ために」を「ことを目的として」に改め、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合）に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されることを旨として」を削り、「実施されるもの」の下に「のうち、次に掲げるもの」を加え、同号に次のように加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持すると

第二條第一項中「第六号」を「第七号」に改め、
「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三
項中「事態対処法第二十二條第一号に掲げる」を
「次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の
生命、身体及び財産を保護するため、又は武力
攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場
合において当該影響が最小となるようにするた
めの」に、「同号へ」を「第六号」に改め、同項に
次の各号を加える。

口 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった

場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

攻撃事態等における国民の保護のための
 に関する法律の一部改正)

第五條 武力攻撃事態等における国民の保護のた

めの措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 事態対処法の一部改正(第百九十五条)」を削る。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置

- 二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
- 三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関

四 運送及び通信に関する措置

五 国民の生活の安定に関する措置

六 被害の復旧に関する措置

第一百七十二条第一項中「第二十五条第一項」を
第二十二條第一項に、「すべて」を「全て」に、

第二十五条第三項第二号」を「第二十二條第三項第二号」に改める。

第百八十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十三条第一項」に、「第二十七条」を「第二

「四條」に改める。

第百八十三條の表第二十五條第一項の項中

第二十五条第四項」を「第二十二條第四項」に改
める。

第十一章を削る。

原子力規制委員会設置法の一部改正)
六条 次に掲げる法律の規定中「武力攻撃事態

並びに我が国の平和と独立並びに我が国民の安全の確保に関する法律を「武力攻撃事態及び非常事態並びに我が国の平和と独立並びに我が国民の安全の確保に関する法律」とし、この法律を「武力攻撃事態及び非常事態法」とする。

律」に改める。

- 一 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律
(平成十九年法律第三十二号)第六条第一項
- 二 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第十条第四項第三号

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七條 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三百四十一条(見出しを含む)中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

第三百四十二条(見出しを含む)中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を

一武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同条のうち武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する

法律第三條第十一号及び第十二号の改正規定中「第三條第十一号及び第十二号」を「第三條第十

三号及び第十四号に改める。
(サイバーセキュリティ基本法の一部改正)

第八条 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第三條中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

（防衛省設置法の一部改正）
 第九條 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十九号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

第十三条の表捕虜資格認定等審査会の項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第三十条中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

(防衛省設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十条 施行日が防衛省設置法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日前である場合には、前条のうち防衛省設置法第三十条の改正規定中「第三十条」とあるのは、「第三十二条」とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第十一条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十二号中「第三条第三号」を「第三条第五号」に、「同条第四号」を「同条第六号」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第十二条 復興庁設置法(平成二十三年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の項中「第三条第七号イ」を「第三条第九号イ」に改め、同表周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)の項中「周辺事

態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改め、同表武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)の項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二条第四号イ」を「第二条第五号イ」に改める。

理 由

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和及安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の

存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態(以下「存立危機事態」という。)に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態(以下「重要影響事態」という。)に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和及安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 存立危機事態における防衛出動、在外邦人等の警護及び救出任務並びに自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動に従事する合衆国軍隊等の武器等防護のための武器使用権限の追加、物品又は役務の提供の対象となる合衆国軍隊の活動範囲の拡大、国外犯処罰規定の整備等のため、自衛隊法を改正すること。

2 国際平和協力業務の実施対象として国連が統括しない国際連携平和及安全活動の追加、国際平和協力業務の種類に安全確保及び駆け付け警護の追加、安全確保業務に従事する自衛官への任務遂行のための武器使用権限の付与等のため、国際平和協力法を改正すること。

3 対象事態として周辺事態から重要影響事態への変更、日米安保条約の目的達成に寄与する合衆国軍隊以外の外国軍隊等に対する支援活動の追加、戦闘行為が行われている現場での活動禁止原則の導入等のため、周辺事態安全確保法を重要影響事態安全確保法に改正すること。

4 船舶検査活動が重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法(内閣提出第七十三号)と相まって実施されるよう船舶検査活動法を改正

5 法律の目的に武力攻撃事態等への対処に加えて存立危機事態への対処を追加するため、事態対処法を改正すること。

6 武力攻撃事態等における米軍行動関連措置法及び特定公共施設利用法の合衆国軍隊以外の外国軍隊への適用並びに存立危機事態における米軍行動関連措置法、海上輸送規制法及び捕虜取扱い法の適用のため、それぞれの法律を改正すること。

7 国家安全保障会議の審議事項として存立危機事態、重要影響事態及び国際平和共同対処事態への対処を追加するなど、同会議の審議事項を整理するため、国家安全保障会議設置法を改正すること。

8 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、存立危機事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、重要影響事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和及安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する措置について定めるものであり、妥当なものとして認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成二十七年七月十五日

我が国及び国際社会の平和及安全法制に関する特別委員長 浜田 靖一

衆議院議長 大島 理森殿

國際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年五月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

國際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 対応措置等(第四条—第十一条)
- 第三章 雑則(第十二条—第十五条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、國際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために國際社会が國際連合憲章の目的に従ひ共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が國際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの(以下「國際平和共同対処事態」という。)に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、國際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政府は、國際平和共同対処事態に際し、この法律に基づく協力支援活動若しくは搜索救助活動又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第百四十五号)第二条に規定する船舶検査活動(國際平和共同対処事態に際して実施するものに限

る。第四条第二項第五号において単に「船舶検査活動」という。)(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、國際社会の平和及び安全の確保に資するものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たらないものである。

3 協力支援活動及び搜索救助活動は、現に戦闘行為(國際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。ただし、第八条第六項の規定により行われる搜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国(國際連合の総会又は安全保障理事会の決議に従つて当該外国において施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関)の同意がある場合に限り実施するものとする。

5 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

6 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、防衛大臣に協力するものとする。

(定義等)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 諸外国の軍隊等 國際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、次のいずれかの國際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合において、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織(國際連合平和維持活動等に対する協力を

関する法律(平成四年法律第七十九号)第三条第一号に規定する國際連合平和維持活動、同条第二号に規定する國際連合平和安全活動又は同条第三号に規定する人道的な國際救援活動を行うもの及び重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第三条第一項第一号に規定する合衆國軍隊等を除く。)をいう。

イ 当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議

ロ イに掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して國際連合加盟國の取組を求める決議

二 協力支援活動 諸外国の軍隊等に対する物品及び役務の提供であつて、我が国が実施するものをいう。

三 搜索救助活動 諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によつて遭難した戦闘参加者について、その搜索又は救助を行う活動(救助した者の輸送を含む。)であつて、我が国が実施するものをいう。

2 協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段に規定するものを除く。)は、別表第一に掲げるものとする。

3 搜索救助活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、搜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提

供は、別表第二に掲げるものとする。

第二章 対応措置等

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、國際平和共同対処事態に際し、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めなければならない。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 國際平和共同対処事態に関する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに國際社会の平和及び安全に与える影響

ロ 國際社会の取組の状況

ハ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的方針

三 前条第二項の協力支援活動を実施する場合における次に掲げる事項

イ 当該協力支援活動に係る基本的事項

ロ 当該協力支援活動の種類及び内容

ハ 当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項

二 当該協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、当該協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
ホ 自衛隊がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達して諸外国の軍隊等に無償又は時価よりも低い対価で譲渡する場合には、その実施に係る重要事項

へ その他当該協力支援活動の実施に関する重要事項 四 搜索救助活動を実施する場合における次に掲げる事項 イ 当該搜索救助活動に係る基本的事項 ロ 当該搜索救助活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項 ハ 当該搜索救助活動の実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動の実施に関する重要事項(当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む。) ニ 当該搜索救助活動又はその実施に伴う前条第三項後段の協力支援活動を自衛隊が外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間その他当該搜索救助活動の実施に関する重要事項 五 船舶検査活動を実施する場合における重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第四条第二項に規定する事項 六 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整に関する事項 三 協力支援活動又は搜索救助活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国(第二条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関)と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。 四 第一項及び前項の規定は、基本計画の変更にについて準用する。 (国会への報告) 第五条 内閣総理大臣は、次に掲げる事項を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。 一 基本計画の決定又は変更があつたときは、	その内容 二 基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果 (国会の承認) 第六条 内閣総理大臣は、対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならない。 二 前項の規定により内閣総理大臣から国会の承認を求められた場合には、先議の議院にあつては内閣総理大臣が国会の承認を求めた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、後議の議院にあつては先議の議院から議案の送付があつた後国会の休会中の期間を除いて七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない。 三 内閣総理大臣は、対応措置について、第一項の規定による国会の承認を得た日から二年を経過する日を超えて引き続き当該対応措置を行おうとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該対応措置を引き続き行うことにつき、基本計画及びその時までに付した対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。 四 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、遅滞なく、当該対応措置を終了させなければならない。 五 前二項の規定は、国会の承認を得て対応措置を継続した後、更に二年を超えて当該対応措置を引き続き行おうとする場合について準用する。 (協力支援活動の実施) 第七条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基	本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。 二 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等による実施を命ずるものとする。 三 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該協力支援活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 四 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が第三条第二項の協力支援活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は外国の領域で実施する当該協力支援活動についての第二条第四項の同意が存在しなくなつたと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。 五 第三条第二項の協力支援活動のうち我が国の領域外におけるものの実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、当該協力支援活動を実施している場所若しくはその近傍において戦闘行為が行われるに至つた場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するため必要と認める場合には、当該協力支援活動の実施を一時休止又は避難するなどして危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。 六 第二項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く)について準用する。	く。)について準用する。 (搜索救助活動の実施等) 第八条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等による実施を命ずるものとする。 二 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう当該搜索救助活動を実施する区域(以下この条において「実施区域」という。)を指定するものとする。 三 搜索救助活動を実施する場合において、戦闘参加者以外の遭難者が在るときは、これを救助するものとする。 四 前条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。 五 前条第五項の規定は、我が国の領域外における搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「次条第四項において準用する前項」と読み替へるものとする。 六 前項において準用する前条第五項の規定にかかわらず、既に遭難者が発見され、自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、当該部隊等の安全が確保される限り、当該遭難者に係る搜索救助活動を継続することができる。 七 第一項の規定は、同項の実施要項の変更(第四項において準用する前条第四項の規定により実施区域を縮小する変更を除く)について準用する。 八 前条の規定は、搜索救助活動の実施に伴う第三条第三項後段の協力支援活動について準用する。
---	---	---	--

(自衛隊の部隊等の安全の確保等)

第九条 防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。

(関係行政機関の協力)

第十条 防衛大臣は、対応措置を実施するため必要があるとき、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(武器の使用)

第十一条 第七条第二項(第八条第八項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。)若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当地理がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器(自衛隊が外国の領域で当該協力支援活動又は当該搜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号二又は第四号二の規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならない。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危険が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

5 第七条第二項の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿営する宿营地(宿営のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。)であつて諸外国の軍隊等の要員が共に宿営するものに對する攻撃があつた場合において、当該宿营地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができるところがないときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をすることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。)若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者」とあるのは「その宿営する宿营地(第五項に規定する宿营地をいう。次項及び第三項において同じ。)に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する諸外国の軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのは「宿营地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員(同法第二条第五項に規定する隊員をいう。)」とする。

6 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第七条第二項の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供(我が国の領域外におけるものに限る。)の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により搜索救助活動(我が国の領域外におけるものに限る。)の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

第三章 雜則

(物品の譲渡及び無償貸付け)

第十二条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、協力支援活動の実施に当たつて、自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、協力支援活動の対象となる諸外国の軍隊等から第三条第一項第一号に規定する活動(以下「事態対処活動」という。)の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該事態対処活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。

(国以外の者による協力等)

第十三条 防衛大臣は、前章の規定による措置のみによつては対応措置を十分に実施することができないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を依頼することができる。

2 政府は、前項の規定により協力を依頼された国以外の者に対し適正な対価を支払うとともに、その者が当該協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(請求権の放棄)

第十四条 政府は、自衛隊が協力支援活動又は搜索救助活動(以下この条において「協力支援活動等」という。)を実施するに際して、諸外国の軍隊等の属する外国から、当該諸外国の軍隊等の行う事態対処活動又は協力支援活動等に起因する損害についての請求権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、これに応じることが相互の連携を確保しながらそれぞれの活動を円滑に実施する上で必要と認めるときは、事態対処活動に起因する損害についての当該外国及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

(政令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日から施行する。

別表第一(第三条関係)

種 類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
空港及び港湾業務	航空機の離発着及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類する物品及び役務の提供
基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
建設	建築物の建設、建設機械及び建設資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

別表第二(第三条関係)

種 類	内 容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

理 由

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの(以下「国際平和共同対処事態」という。)に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 諸外国の軍隊等とは、国際社会の平和及び

安全を脅かす事態に関し、当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める等の国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合において、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織をいうこと。

2 協力支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為が行われている現場では実施しないものとする。

3 内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、協力支援活動若しくは捜索救助活動又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律に規定する船舶検査活動(以下「対応措置」という。)のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画の案につき閣議の決定を求め、対応措置の実施前に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならないものとする。

4 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。また、防衛大臣は、基本計画に従い、協力支援活動としての自衛隊による役務の提供及び捜索救助活動について、実施区域の指定を含む実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等による実施を命ずるものとする。とともに、実施区域

の全部又は一部において、当該活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合等には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならぬものとする。

5 協力支援活動としての自衛隊の役務の提供又は搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができるとし、正当防衛又は緊急避難に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならないものとする。

6 この法律は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、國際平和共同対処事態に際し、諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、國際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とするものであり、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十七年七月十五日

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員長 浜田 靖一

衆議院議長 大島 理森殿